

資料 1

さいたま市 障害者総合支援計画 2024～2026（令和6～8年度）案

素案中に掲載している施策や個別の事業等については、今後の社会状況の変化や予算の状況等を踏まえ一部変更を行う場合があります。

さいたま市

目 次

第1章 総 論	1
1 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	4
(4) 計画策定の視点	4
(5) 障害者施策の推進体制	6
2 前期計画の進捗状況	7
(1) 各施策の進捗状況	7
(2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況	10
3 障害者（児）をめぐる状況	16
(1) 障害者手帳所持者数等の推移	16
(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況	19
(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見	37
4 計画の基本的枠組	40
(1) 基本方針	40
(2) 基本目標	40
(3) 計画の体系	41
(4) 実施事業	42
第2章 各 論	50
基本目標1 障害者の権利の擁護の推進	50
基本施策 (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進	51
基本施策 (2) 障害を理由とする差別の解消	54
基本施策 (3) 障害者への虐待の防止	55
基本施策 (4) 成年後見制度の利用の支援	57
基本目標2 質の高い地域生活の実現	58
基本施策 (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援	59
基本施策 (2) 障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援	63
基本施策 (3) 障害者の居住場所の確保	69
基本施策 (4) 相談支援体制の充実	71
基本施策 (5) 人材の確保・育成	74
基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり	78
基本施策 (1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	79
基本施策 (2) 障害者の就労支援	82

基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備	85
基本施策（4）外出や移動の支援.....	87
基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進.....	88
基本目標4 障害者の危機対策	90
基本施策（1）防災対策の推進.....	91
基本施策（2）防犯等の対策.....	94
第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画	96
1 成果目標	96
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	96
(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築.....	97
(3) 地域生活支援の充実.....	99
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	100
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	102
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	104
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	105
2 訪問系サービスの見込量と確保の方策	106
(1) 訪問系サービスの見込量.....	106
(2) 訪問系サービスの確保方策.....	107
3 日中活動系サービスの見込量と確保の方策	108
(1) 日中活動系サービスの見込量.....	108
(2) 日中活動系サービスの確保方策.....	110
4 居住系サービスの見込量と確保の方策	111
(1) 居住系サービスの見込量.....	111
(2) 居住系サービスの確保方策.....	112
5 相談支援サービスの見込量と確保の方策	113
(1) 相談支援サービスの見込量.....	113
(2) 相談支援サービスの確保方策.....	113
6 障害児通所支援等の見込量と確保の方策	114
(1) 障害児通所支援等の見込量.....	114
(2) 障害児通所支援等の確保方策.....	116
7 発達障害者等に対する支援の見込量と確保の方策	117
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催.....	117
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援.....	117
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言	117
(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	117
(5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講 者数（保護者）及び実施者数（支援者）	117
(6) ペアレントメンターの人数.....	118
(7) ピアサポート活動への参加人数.....	118

8	精神障害者等に対する支援の見込量と確保の方策	119
	(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	119
	(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援	119
9	相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保の方策 ..	120
	(1) 基幹相談支援センターの設置	120
	(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	120
	(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域の サービス基盤の開発・改善	120
10	障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する 見込量と確保の方策	122
	(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	122
	(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有	122
	(3) 指導監査結果の関係自治体との共有	122
11	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	123
	(1) 理解促進研修・啓発事業	123
	(2) 自発的活動支援事業	123
	(3) 相談支援事業	123
	(4) 成年後見制度利用支援事業	123
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	123
	(6) 意思疎通支援事業	124
	(7) 日常生活用具給付等事業	124
	(8) 移動支援事業	124
	(9) 地域活動支援センター機能強化事業	124
	(10) 専門性の高い相談支援事業	124
	(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	125
	(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	125
	(13) 広域的な支援事業	125
	(14) 任意事業	125
資 料 編		129
1	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	129
2	関連する法令等	143
3	さいたま市障害者政策委員会条例	147
4	さいたま市障害者政策委員会委員	150
5	計画策定経過	151
6	用語解説	152

※本計画中における担当所管は、令和6（2024）年度組織改正案を基に事業実施を予定している担当所管の名称を記載しています。



第 1 章

総 論

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、平成19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」を署名しました。そして、その批准に向けて障害当事者の参画の下で検討が進められ、平成23（2011）年の「障害者基本法」改正において、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定めされました。

さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成23（2011）年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行しました。

その後、平成26（2014）年1月に障害者権利条約を批准し、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

令和4（2022）年8月には、条約締約国として国際連合の障害者の権利に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年9月、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

さいたま市では、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んでいます。

加えて、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。

このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画2021～2023」の見直しを行い、令和6（2024）年度からの新たな計画を策定することとします。

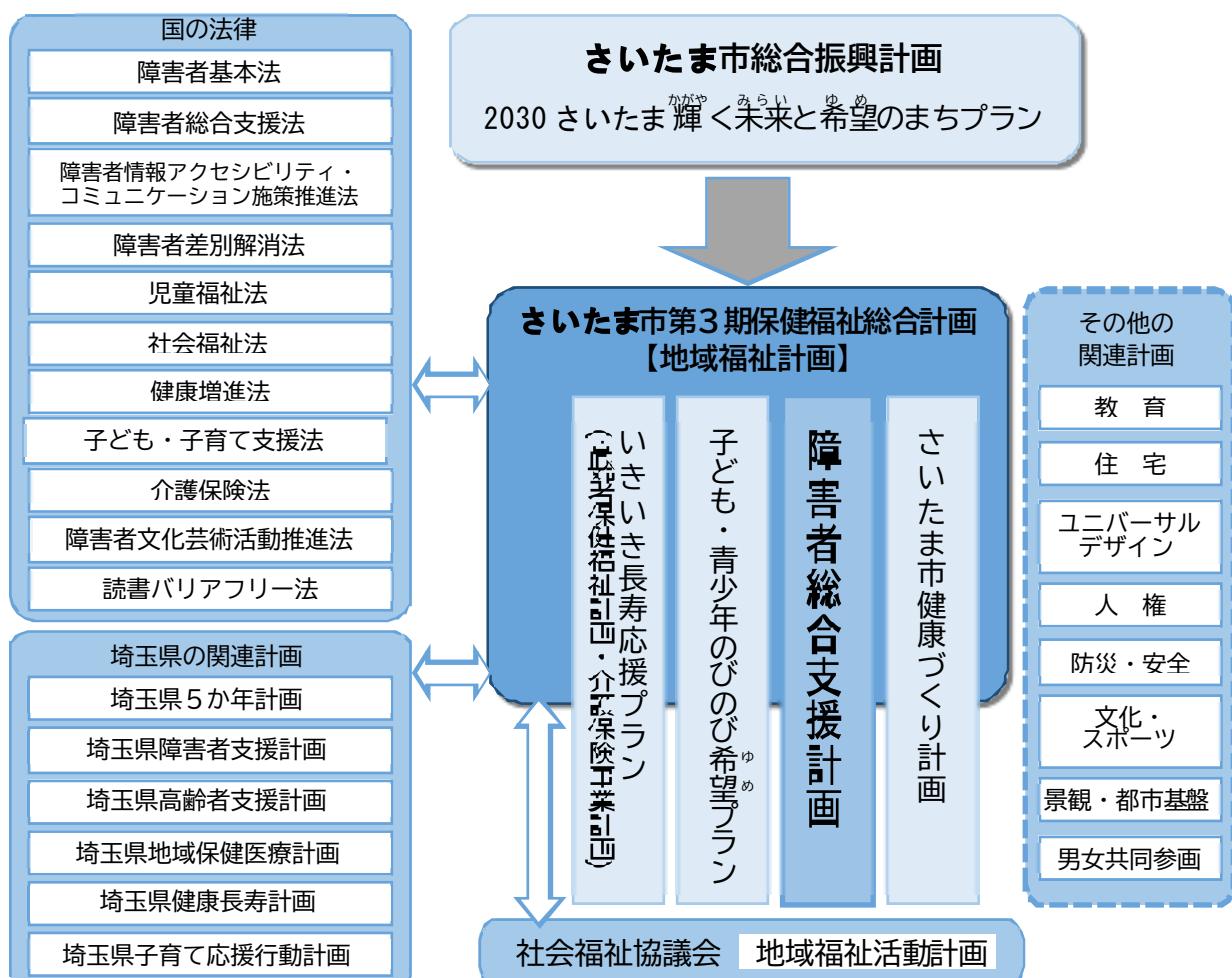
(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

加えて、令和4(2022)年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)第9条第1項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。

図 計画の位置づけ





■ 「障害者総合支援計画」における4つの位置づけ

本計画は、次の法律、条例により策定が位置づけられている法定計画です。

① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一條

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

④ さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

（計画の策定等）

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

(3) 計画の期間

本計画における計画期間は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

和暦		平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
さいたま市障害者総合支援計画	障害者基本計画				第4次				第5次	
	障害福祉計画			第5期		第6期			第7期	
	障害児福祉計画		第1期		第2期			第3期		

※網掛はさいたま市障害者総合支援計画の計画期間であり、点線は国の計画期間を示す。

(4) 計画策定の視点

この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。

このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。



視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです

障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようになることが求められます。

このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。

視点2 障害者の権利を守ります

障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするために、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。

また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切にし、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようになりますが重要となっています。

そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。

視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働くようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。

障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。

このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。

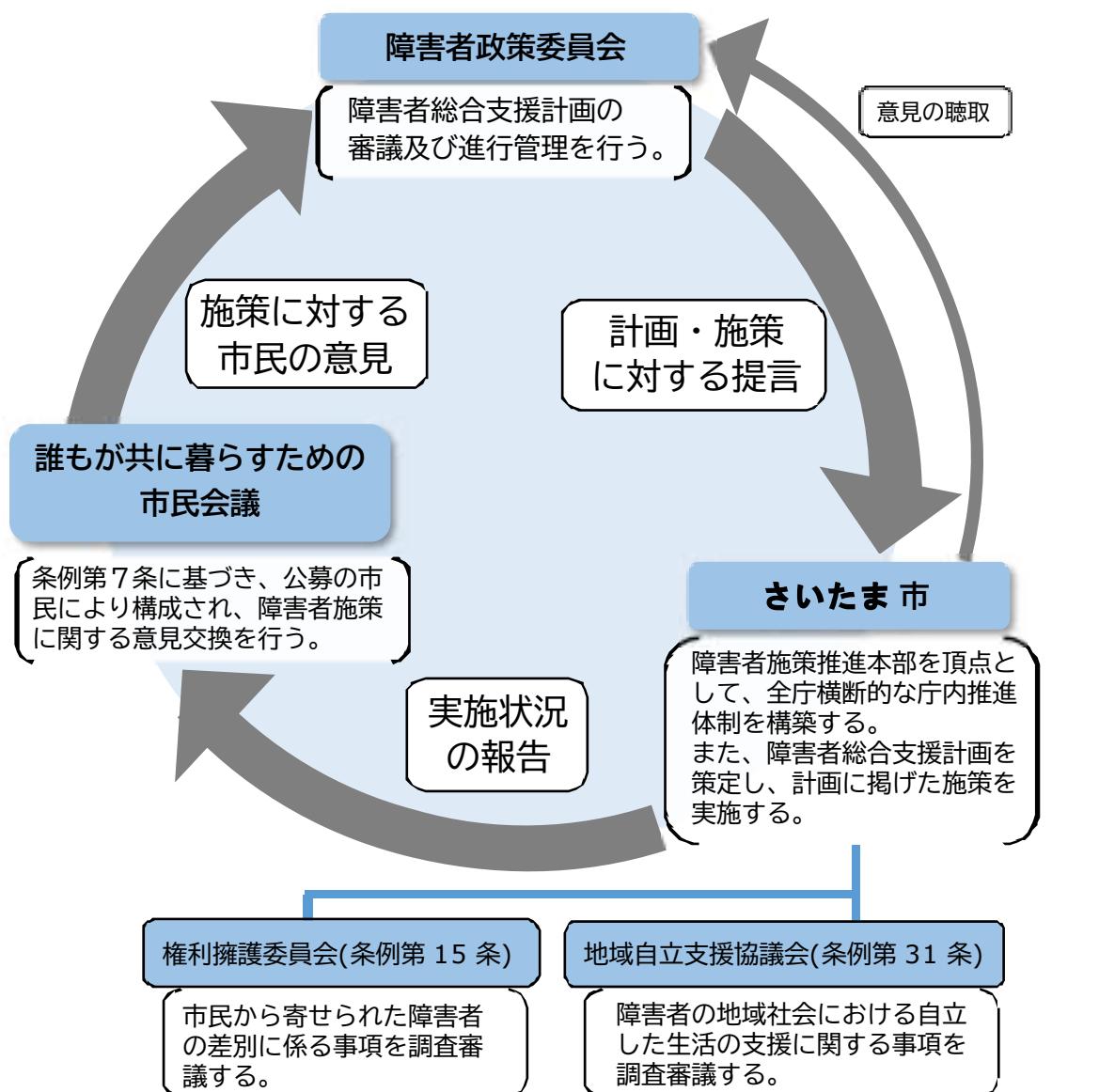
(5) 障害者施策の推進体制

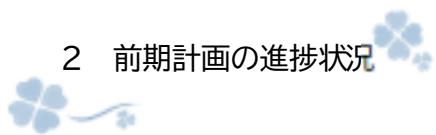
障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。

また、P D C A サイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

P D C A サイクルとは……

事業について、計画を立て（P l a n）、実施（D o）し、事業終了後に、結果を評価（C h e c k）し、改善（A c t i o n）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。





2 前期計画の進捗状況

(1) 各施策の進捗状況

前期計画（さいたま市障害者総合支援計画（令和3～令和5年度））では、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本方針の下、4つの基本目標を設定し、94の関連事業を着実に進めてきました。

また、各事業には「成果指標」を設定し、その達成状況を毎年度評価していくこととしています。

計画の94の関連事業の令和4（2022）年度までの達成度について評価したところ、「目標を上回って達成」と「目標をおおむね達成」を合わせた「目標を達成」した事業は83事業（88.3%）となり、おおむね順調に施策の展開が図られています。以下に、前期計画の基本目標・基本施策の令和3（2021）年度、令和4（2022）年度の実施状況と課題について記載します。

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

障害者に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションカップや「障害者週間」市民のつどい等、市のノーマライゼーション条例の理念に関する普及啓発活動を図ったほか、障害者福祉施策の実施状況や課題について話し合う場として市民会議を実施しました。

より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうため、障害者や障害についての講演会などの機会を一層充実するとともに、今後はマスメディアやSNSも活用しながら、ノーマライゼーションの理念の更なる普及啓発活動を行う必要があります。

障害に関する差別解消への取り組みとしては、障害者の権利擁護に関する委員会における検討を中心に、障害当事者や家族、障害福祉サービス事業所等から収集した事例をまとめ、「障害のある方にとての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～」を作成しました。また、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に基礎的な研修を実施したところ、研修後のアンケートでは、全ての方から内容を理解できたとの回答を得ました。市職員向けにも、さいたま市職員対応要領を基礎資料とした研修を行い、啓発を図りました。

今後も引き続き、研修会や講演会等での普及啓発を図るとともに、関係団体等との連携を強化し、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供をより一層推進していく必要があります。

基本目標2 質の高い地域生活の実現

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の安定と充実を図ってきました。

また、市の様々な機関が相互に連携し、精神障害者を対象とした救急医療体制整備や地域移行支援のほか、発達障害者（児）及びその家族等に対する支援の充実等、地域生活の支援を行っています。

多様化するニーズに適切に対応し、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるとともに、その家族等の不安を軽減するため、障害福祉サービスの質の確保や向上を図る取組をより一層推進していく必要があります。

居住場所の確保については、グループホームの整備への補助金や賃貸住宅への入居支援、居宅改善の補助等を行ってきました。

障害者本人やその家族からの身近な相談機関として、障害者生活支援センターを中心に、障害者支援地域協議会の設置や、5か所目の基幹相談支援センターの整備、関係機関との連携による情報提供など、総合的な取り組みを推進してきました。

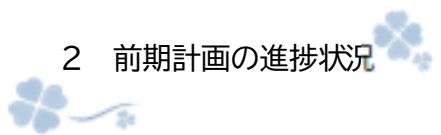
人材確保については、障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野の人材の確保や育成を支援しました。地域の関係機関におけるネットワークづくりや障害福祉事業所等に従事する職員に対し、障害に対する理解や専門知識の向上を図るなどの人材の育成や支援に、より一層取り組むことが必要です。

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者等の派遣やアクセシビリティに配慮した情報提供を行うなど、障害特性に対応した情報の発信や、障害者が生活に必要な情報を取得するための支援を行っています。

就労支援については、障害者総合支援センターを拠点として、企業と連携した障害者の就労の促進や、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターの派遣等、障害者雇用への理解促進や就労者への支援を行っています。

引き続き、就労支援を行う関係機関との連携の下、障害者雇用への理解促進や就労機会の拡大に努めるとともに、各障害特性に合わせた就労支援を行う必要があります。



基本目標4 障害者の危機対策

障害者や高齢者等の要配慮者支援を含めた防災知識等の普及啓発を図るとともに、災害時に障害者が必要な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備等を行っています。今後は、防災への備えについての周知啓発も求められます。

引き続き、地域生活における安全・安心を確保する観点から、緊急時の対策を強化する必要があります。

(2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況

前期計画では、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画として、国の基本指針に基づき、数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を定めました。実績は以下のとおりとなっています（参考として平成30《2018》年度以降の実績を掲載）。

① 数値目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

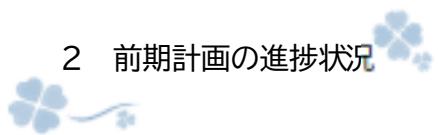
令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者の6%（46人）を地域生活へ移行するとともに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数を1.6%削減（削減後に747人）することを目標値としました。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値

項目	平成30 (2018) 年度 実績値	令和元 (2019) 年度 実績値	令和2 (2020) 年度 実績値	令和3 (2021) 年度 実績値	令和4 (2022) 年度 実績値	令和5 (2023) 年度 目標値
地域生活移行者数	10人	24人	24人	12人	3人	46人
施設入所者数	733人	760人	748人	736人	725人	747人

入所施設から地域生活に移行するためには、地域生活に定着するための様々な支援が必要となります。特に、地域生活を営む受け皿となるグループホームなどの住まいの場の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、各区障害者生活支援センターを中心とした相談機能を強化するとともに、障害福祉サービスの利用のみならず、就労支援を含めた幅広い支援の提供をより一層推進していく必要があります。



イ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、国指針を踏まえて各年度6月末時点（患者数の集計が6月末を基準とするため）の長期在院者数（65歳以上、65歳未満）の減少を図り取り組んでいます。

表 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に関する実績値

項目	平成 30 (2018) 年 6 月末時点 実績値	令和 3 (2021) 年 6 月末時点 実績値	令和 4 (2022) 年 6 月末時点 実績値	令和 5 (2023) 年 6 月末時点 実績値
精神病床における 1 年以上 長期入院患者数 (65 歳以上)	402 人*	408 人*	363 人*	—
精神病床における 1 年以上 長期入院患者数 (65 歳未満)	346 人*	341 人*	277 人*	—

※国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に算出

※「精神保健福祉資料」の基となる「630 調査」は任意調査のため、数値は参考値となります。

ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までに一つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することとなっていました。

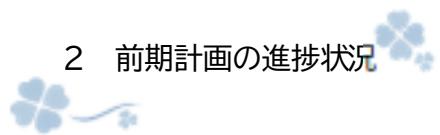
さいたま市では、平成29（2017）年度から、地域自立支援協議会の場を活用して、地域の課題やニーズについて検討するとともに、本市の社会資源や制度を活用した地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を行っています。

表 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値と実績値

項目	令和3 (2021) 年度 実績値	令和4 (2022) 年度 実績値	令和5 (2023) 年度 目標値
地域生活支援拠点等の運用状況について、検証・検討	年1回	年1回	年1回

参考【国における地域生活支援拠点等の必要な機能】

①	相談
②	緊急時の受け入れ・対応
③	体験の機会・場
④	専門的人材の確保・ <u>養成</u>
⑤	地域の体制づくり



工 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、「令和5（2023）年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数」を令和元（2019）年度実績値の1.27倍以上増加（363人）、「令和5（2023）年度末時点の就労移行支援事業利用者数」を令和元（2019）年度実績値の1.30倍以上増加（255人）、「令和5（2023）年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合」を全体の7割以上とすることを目標としました。

令和4（2022）年度の実績は、一般就労移行者数は396人、就労移行支援事業利用者数は234人、就労定着率が8割以上の就労移行支援事業所は8割8分となっています。

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値と実績値

項目	令和3 (2021) 年度 実績値	令和4 (2022) 年度 実績値	令和5 (2023) 年度 目標値
一般就労移行者数	262 人	396 人	363 人
一般就労移行者数 (就労移行支援)	211 人	234 人	255 人
一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	34 人	60 人	57 人
一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	17 人	44 人	51 人
就労定着支援事業 の利用割合	3割4分	4割4分	7割
就労定着支援事 業の就労定着率	8割7分	8割8分	7割

才 障害児支援の提供体制の整備等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置をすることとしています。

表 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値と実績値

項目	平成30 (2018) 年度 実績値	令和元 (2019) 年度 実績値	令和2 (2020) 年度 実績値	令和3 (2021) 年度 実績値	令和4 (2022) 年度 実績値	令和5 (2023) 年度 目標値
児童発達支援センターの設置数	1か所増	0か所増	0か所増	設置済	設置済	設置済
保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所増	3か所増	6か所増	設置済	設置済	設置済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所増	1か所増	0か所増	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	(検討)	(検討)	15人	配置 (8区)	配置 (9区)	配置

力 相談支援体制の充実・強化等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。

表 相談支援体制の充実・強化等に関する目標値と実績値

項目	令和3 (2021) 年度 実績値	令和4 (2022) 年度 実績値	令和5 (2023) 年度 目標値
基幹相談支援センターの設置	4か所目の整備	5か所目の整備	6か所目の整備



キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等は多様化しており、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこととしております。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。

表 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標値と実績値

項目	令和3 (2021) 年度 実績値	令和4 (2022) 年度 実績値	令和5 (2023) 年度 目標値
サービスの質の向上 を図るための体制	検討	検討	検討

3 障害者（児）をめぐる状況

障害者手帳所持者数やアンケート調査、誰もが共に暮らすための市民会議での意見から見た本市における障害者（児）をめぐる状況は、以下のとおりとなります。

障害の特性によりご自身の意見を表明することが困難な方や制度の谷間にいる方のご意見、要望等についても、様々な方法で実態の把握に努め、本市の障害者施策を推進していく必要があります。

（1）障害者手帳所持者数等の推移

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和5（2023）年は33,274人となっています。等級別の構成割合は1級が35.6%、2級が14.6%で、合わせると50.2%と半数を占めています。

グラフ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

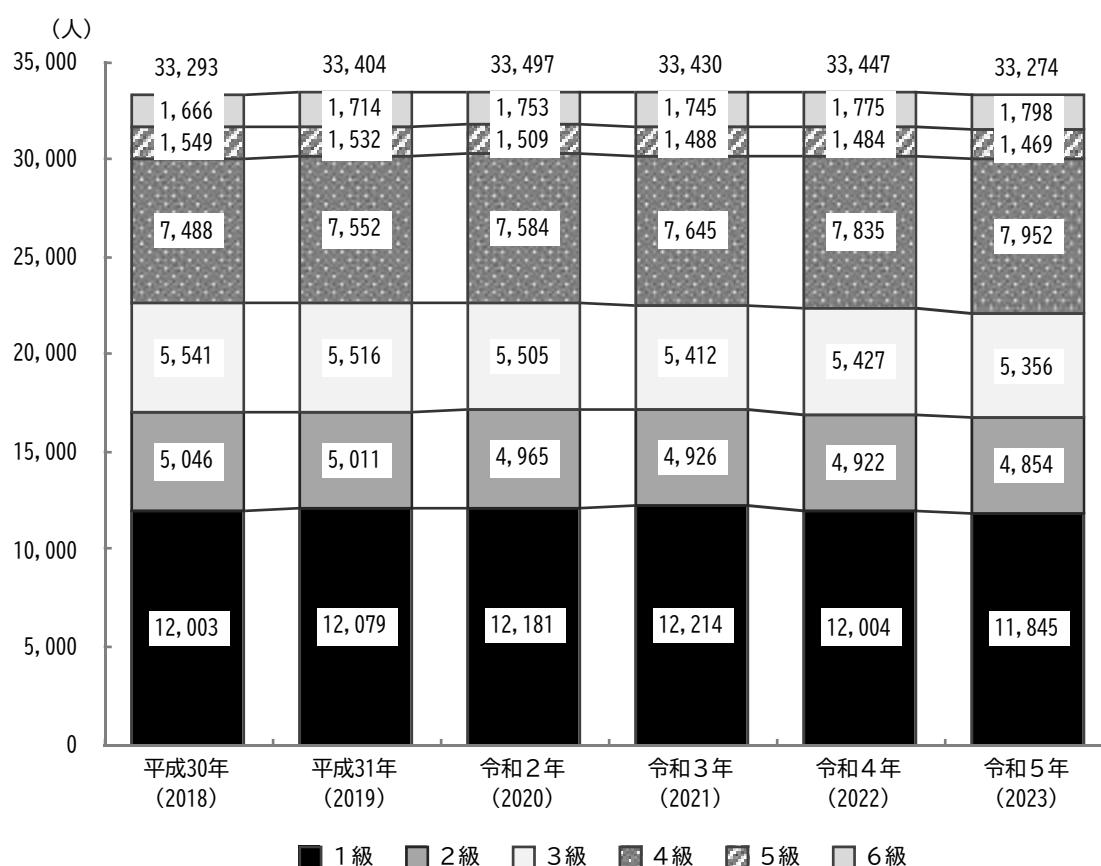




表 障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

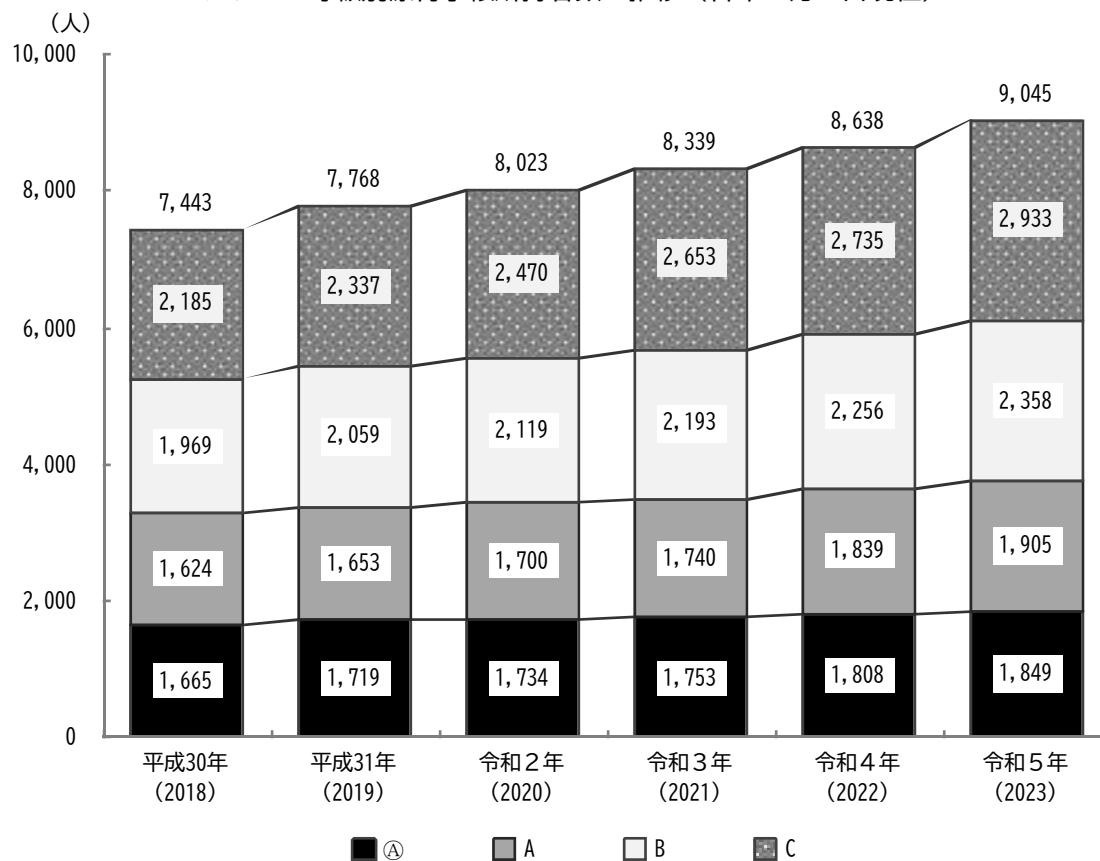
単位：人

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
視覚障害	2,232	2,238	2,253	2,244	2,285	2,321
聴覚・平衡機能障害	2,764	2,835	2,906	2,959	3,063	3,126
音声・言語・そしゃく機能障害	537	553	554	551	529	525
肢体不自由	17,106	16,823	16,489	16,124	15,816	15,491
内部障害	10,654	10,955	11,295	11,552	11,754	11,811
合計	33,293	33,404	33,497	33,430	33,447	33,274

② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いている、令和5（2023）年は9,045人で、平成30（2018）年の7,443人から1,602人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが32.4%で、平成30（2018）年の29.4%から3.0ポイント増加しています。

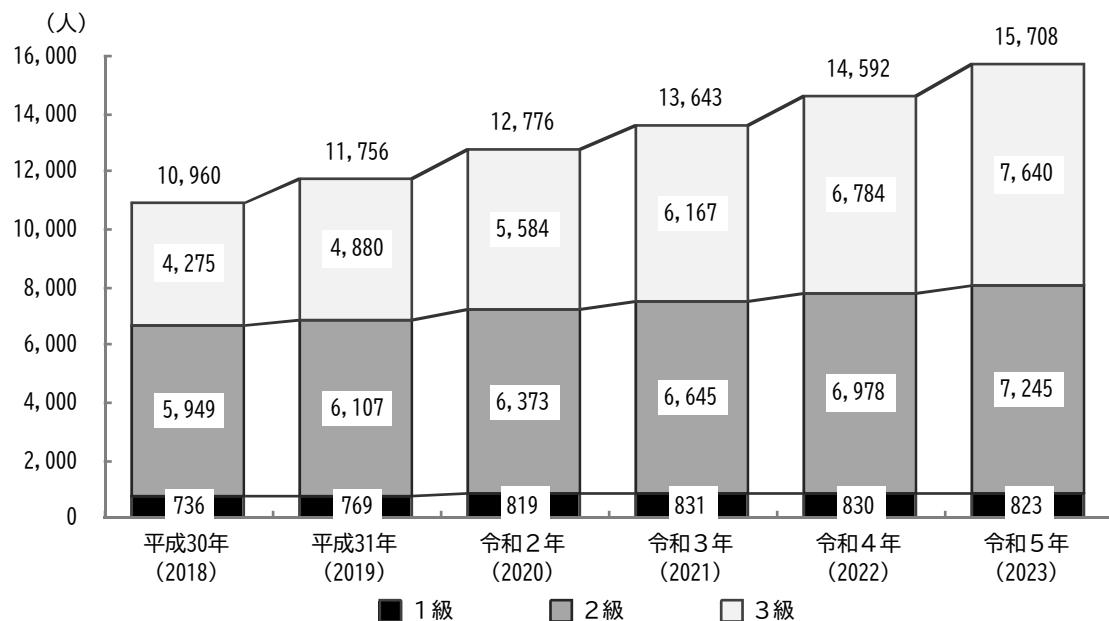
グラフ 等級別療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和5（2023）年は15,708人で、平成30（2018）年の10,960人から4,748人増加しています。等級別の構成割合は3級が48.6%で、平成30（2018）年の39.0%から9.6ポイント増加しています。

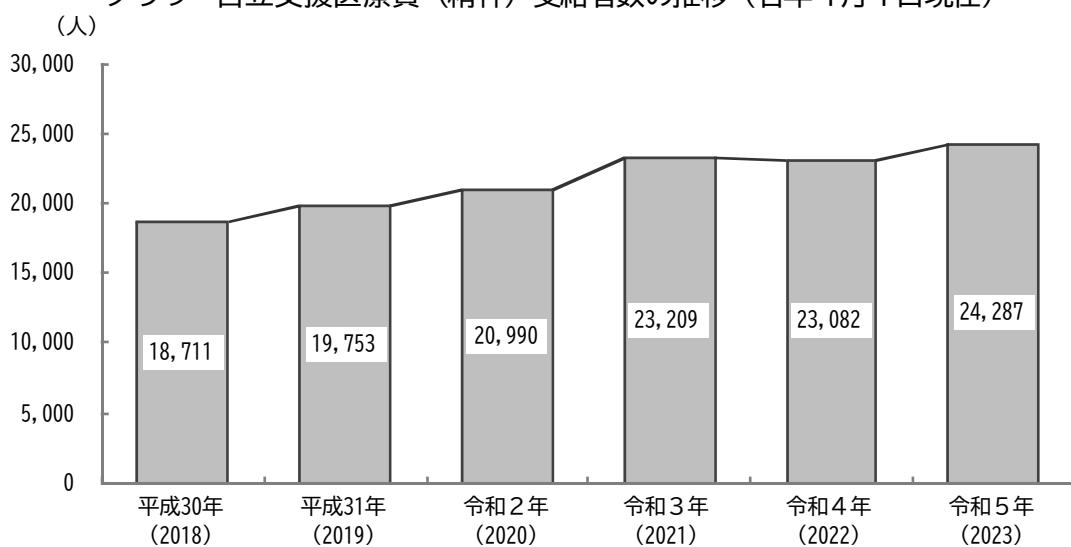
グラフ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

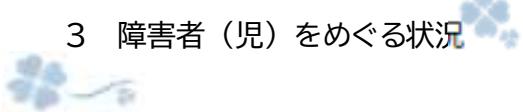


④ 自立支援医療費（精神）受給者数の推移

自立支援医療費（精神）受給者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年は24,287人となっています。

グラフ 自立支援医療費（精神）受給者数の推移（各年4月1日現在）





(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

<アンケート実施状況>

保健福祉に関わる障害者等の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とする目的として令和4（2022）年10月3日～10月31日にアンケート調査を実施しました。

対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、精神科病院入院患者、発達障害者、難病患者、小児慢性患者及び障害福祉関係事業所で総発送数は6,500件です。

この調査の回収結果は下表のとおりです。

表 回収結果

調査対象者	配付数	有効回答数	回収率
身体障害者	2,576 件	1,340 件	52.0%
知的障害者	665 件	271 件	40.8%
精神障害者	1,124 件	445 件	39.6%
自立支援医療利用者	884 件	274 件	31.0%
精神科病院入院患者	100 件	50 件	50.0%
発達障害者	200 件	65 件	32.5%
難病患者	652 件	375 件	57.5%
小児慢性患者	99 件	54 件	54.5%
障害福祉事業所	200 件	130 件	65.0%
合計	6,500 件	3,004 件	46.2%

※回答率は、小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。

<回答者の年齢>

身体障害者は、加齢に伴う身体機能の低下によって手帳を取得する方も多い、65歳以上の方が全体の7割を超えてます。

知的障害者は、生まれながらに障害を抱えている方が多く、17歳以下の方が全体の3割を超えてます。

精神障害者は、思春期以降に発症することが多く、入院されている方も多くおり、18~64歳の方が全体の約7割となっています。

自立支援医療利用者は、精神障害の治療や症状に起因して生じた病態に対して、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の障害（てんかんを含む）を有する方を対象としており、18~64歳の方が全体の約7割となっています。

難病患者は、年齢的には中高年が多く、40歳以上の方が8割を超えてます。

表 回答者の年齢

単位：人

区分	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	自立支援 医療 利用者	精神科 病院入院 患者	発達 障害者	難病患者	小児慢性 患者
有効回答数	1,340	263	445	274	50	73	375	54
17歳以下	24	88	12	11	0	19	1	50
18~39歳	46	111	97	68	4	35	32	2
40~64歳	250	50	233	137	31	16	130	0
65歳以上	975	7	52	45	13	2	192	0
無回答	45	7	51	13	2	1	20	2

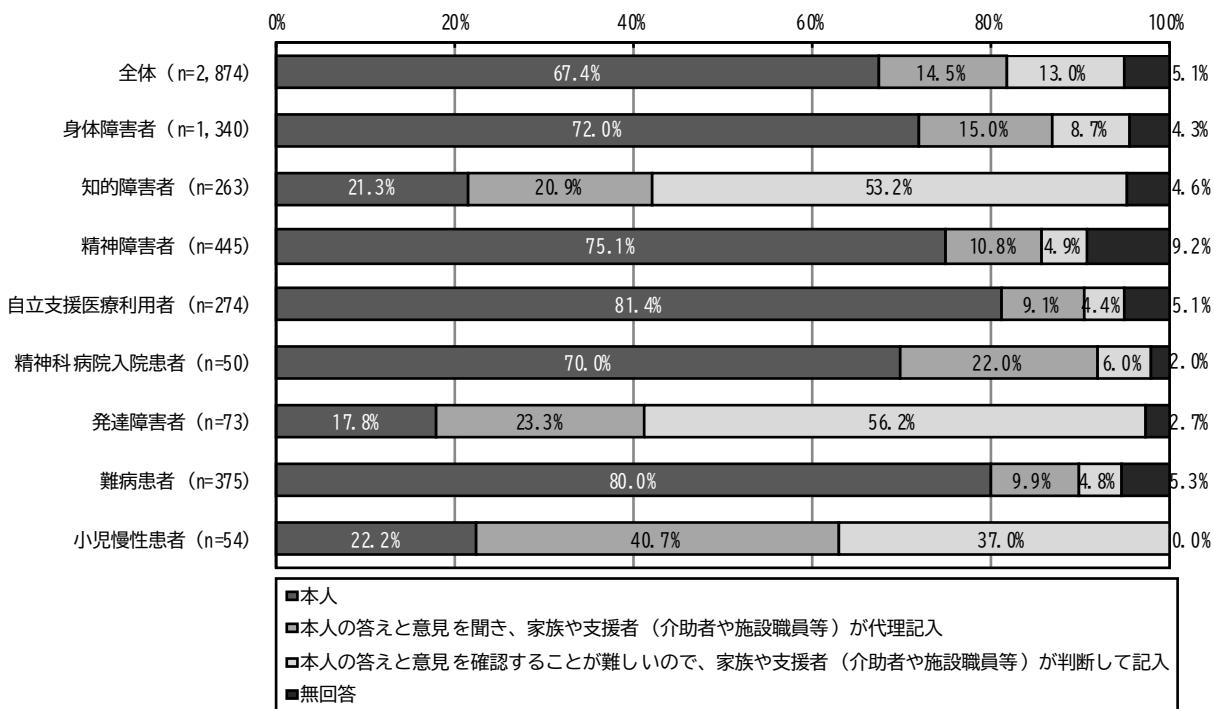


<調査票の記入者>

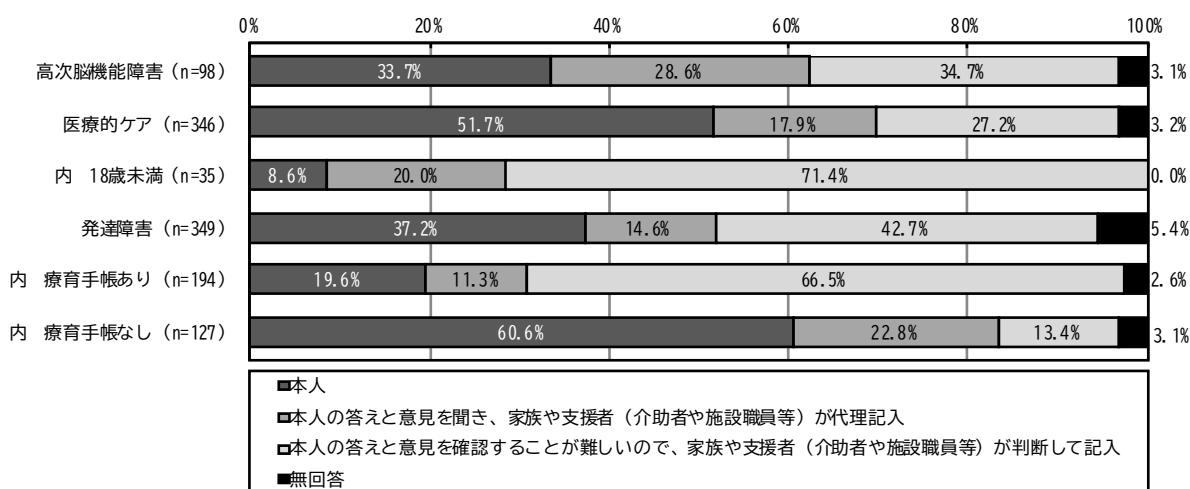
アンケート調査票の記入者は、身体障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、精神病院入院患者、難病患者では、「本人」が最も高くなっています。知的障害者、発達障害者では、「家族や支援者による代理記入」、若しくは「家族や支援者が判断して記入」しているケースが全体の7割以上と高くなっています。

障害別にみると、医療的ケアと発達障害（療育手帳なし）で「本人」が最も高くなっています。

グラフ 調査票の記入者 調査対象別



グラフ 調査票の記入者 各種障害別

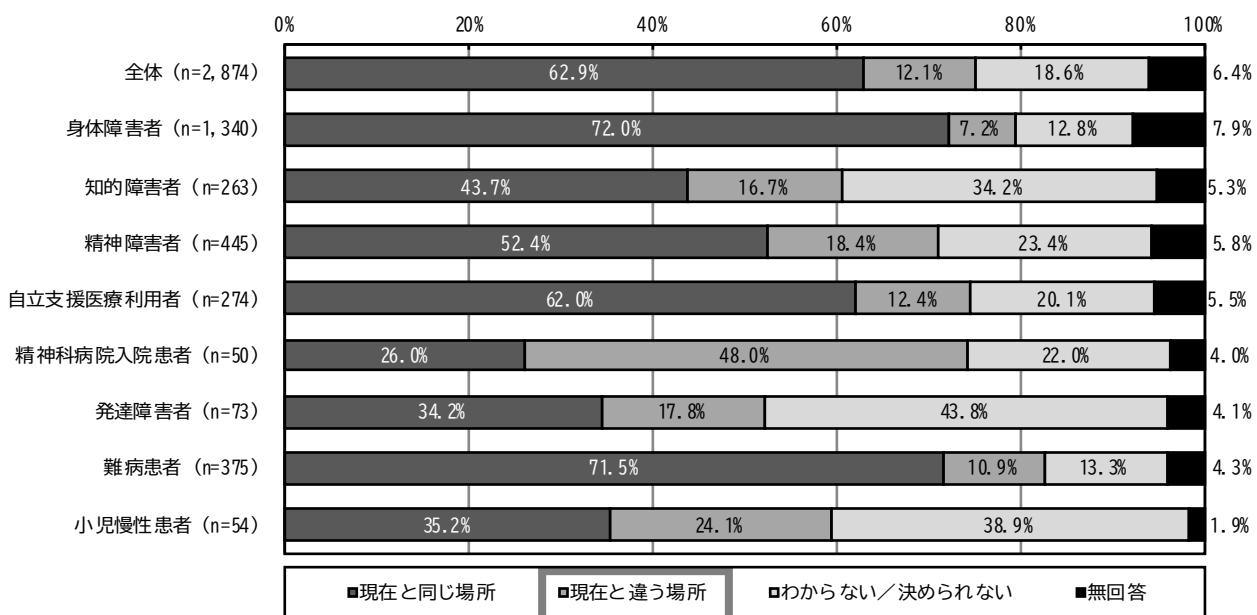


① 今後暮らしたい場所について

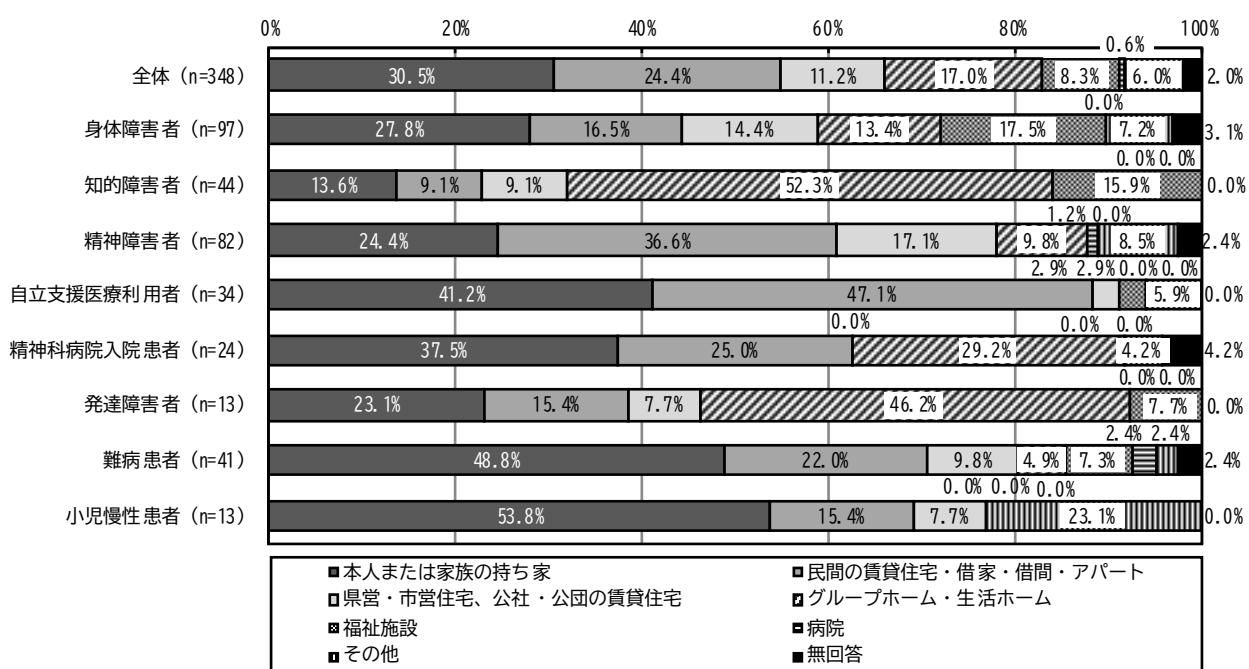
身体障害者と難病患者では「現在と同じ場所」が最も高く、7割を越えています。一方で、精神科病院入院患者、小児慢性患者は「現在と違う場所」が比較的高くなっています。また、知的障害や精神科病院入院患者、発達障害者は、グループホームを希望する割合が高くなっています。

関連事業：2301 グループホームの整備の促進（69ページ）

グラフ 今後暮らしたい場所 調査対象別



グラフ 現在と違う場所で暮らしたい人が希望する場所





② 日常生活の状況について

主な介助者（ケアラー）・支援者については、全体では「介助は受けていない」が最も高くなっていますが、身体障害者は「夫または妻」が、知的障害者、発達障害者、小児慢性患者は「父または母」と、いずれも家族の割合が高くなっています。各種障害別にみると、「父または母」は医療的ケア（18歳未満）で9割を超え、発達障害（療育手帳あり）で8割を超えています。

関連事業：2104 医療的ケア児保育支援センター運営事業（60ページ）

2214 在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業（67ページ）

2215 日中一時支援事業における夕方支援の実施（67ページ）

表 主な介助者（ケアラー）・支援者（2つまでの複数回答）

■ 調査対象別クロス表

	父 ま た は 母	夫 ま た は 妻	そ の 子 ど も や 配 偶 者	そ の 他 の 親 族	各 種 ヘル パ ー	病 院 施 設 ・ 職 員	そ の 他	受 け て 介 助 は い な い	無 回 答	回 答 者 数
全体	593 20.6%	725 25.2%	392 13.6%	113 3.9%	173 6.0%	253 8.8%	48 1.7%	798 27.8%	194 6.8%	2,874
身体障害者	104 7.8%	481 35.9%	288 21.5%	40 3.0%	97 7.2%	100 7.5%	14 1.0%	340 25.4%	76 5.7%	1,340
知的障害者	213 78.6%	4 1.5%	2 0.7%	21 7.7%	13 4.8%	28 10.3%	4 1.5%	18 6.6%	12 4.4%	271
精神障害者	114 25.6%	65 14.6%	26 5.8%	19 4.3%	36 8.1%	43 9.7%	15 3.4%	145 32.6%	55 12.4%	445
自立支援医療利用者	48 17.5%	47 17.2%	11 4.0%	7 2.6%	3 1.1%	15 5.5%	5 1.8%	138 50.4%	21 7.7%	274
精神科病院入院患者	7 14.0%	3 6.0%	2 4.0%	9 18.0%	2 4.0%	30 60.0%	2 4.0%	5 10.0%	0 0.0%	50
発達障害者	50 76.9%	1 1.5%	2 3.1%	5 7.7%	0 0.0%	16 24.6%	0 0.0%	2 3.1%	1 1.5%	65
難病患者	9 2.4%	124 33.1%	61 16.3%	10 2.7%	22 5.9%	19 5.1%	8 2.1%	146 38.9%	27 7.2%	375
小児慢性患者	48 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.7%	0 0.0%	2 3.7%	0 0.0%	4 7.4%	2 3.7%	54

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	27 27.6%	27 27.6%	13 13.3%	6 6.1%	8 8.2%	25 25.5%	1 1.0%	9 9.2%	5 5.1%	98
医療的ケア	70 20.2%	116 33.5%	48 13.9%	7 2.0%	38 11.0%	64 18.5%	3 0.9%	45 13.0%	24 6.9%	346
内 18歳未満	32 91.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.7%	2 5.7%	2 5.7%	1 2.9%	0 0.0%	2 5.7%	35
発達障害	236 67.6%	13 3.7%	6 1.7%	21 6.0%	11 3.2%	39 11.2%	7 2.0%	61 17.5%	17 4.9%	349
内 療育手帳あり	163 84.0%	2 1.0%	2 1.0%	16 8.2%	6 3.1%	31 16.0%	3 1.5%	9 4.6%	6 3.1%	194
内 療育手帳なし	61 48.0%	9 7.1%	3 2.4%	4 3.1%	3 2.4%	6 4.7%	4 3.1%	45 35.4%	7 5.5%	127

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目（以降同様）

主な介助者（ケアラー）・支援者の年齢は、全体では「70代」が最も多くなっています。

各種障害別にみると、医療的ケアは全体では「60～70代」が高くなっていますが、18歳未満では「30～40代」が8割を超えています。発達障害は「40代～50代」が多くなっています。

表 主な介助者（ケアラー）・支援者の年令

■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	回答者数	非該当
全体	8 0.5%	39 2.3%	40 2.4%	103 6.2%	220 13.2%	299 18.0%	294 17.7%	362 21.8%	166 10.0%	327 19.7%	1,661 1,213	
身体障害者	4 0.5%	18 2.2%	11 1.3%	36 4.4%	88 10.7%	123 14.9%	142 17.2%	225 27.3%	106 12.9%	162 19.7%	824 516	
知的障害者	1 0.4%	9 4.0%	7 3.1%	23 10.3%	56 25.0%	53 23.7%	40 17.9%	22 9.8%	7 3.1%	44 19.6%	224 47	
精神障害者	1 0.5%	5 2.4%	6 2.9%	11 5.3%	22 10.7%	38 18.4%	38 18.4%	45 21.8%	20 9.7%	42 20.4%	206 239	
自立支援医療利用者	1 1.0%	3 2.9%	4 3.8%	6 5.8%	13 12.5%	26 25.0%	12 11.5%	19 18.3%	12 11.5%	18 17.3%	104 170	
精神科病院入院患者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%	3 16.7%	8 44.4%	2 11.1%	2 11.1%	2 11.1%	18 32	
発達障害者	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	4 7.3%	7 12.7%	13 23.6%	16 29.1%	7 12.7%	2 3.6%	9 16.4%	55 10	
難病患者	0 0.0%	3 1.6%	11 6.0%	12 6.6%	12 6.6%	35 19.2%	36 19.8%	42 23.1%	17 9.3%	38 20.9%	182 193	
小児慢性患者	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	10 20.8%	20 41.7%	8 16.7%	2 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	12 25.0%	48 6	

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	0 0.0%	3 4.6%	0 0.0%	3 4.6%	4 6.2%	16 24.6%	14 21.5%	15 23.1%	8 12.3%	13 20.0%	65 33
医療的ケア	2 0.9%	4 1.8%	1 0.4%	24 10.6%	28 12.4%	33 14.6%	36 15.9%	53 23.5%	26 11.5%	42 18.6%	226 120
内 18歳未満	2 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	16 50.0%	10 31.3%	3 9.4%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 15.6%	32 3
発達障害	1 0.4%	7 2.8%	2 0.8%	24 9.5%	59 23.3%	68 26.9%	45 17.8%	26 10.3%	8 3.2%	47 18.6%	253 96
内 療育手帳あり	1 0.6%	6 3.6%	2 1.2%	18 10.7%	42 25.0%	44 26.2%	33 19.6%	15 8.9%	4 2.4%	30 17.9%	168 26
内 療育手帳なし	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	6 8.6%	13 18.6%	19 27.1%	9 12.9%	8 11.4%	2 2.9%	15 21.4%	70 57



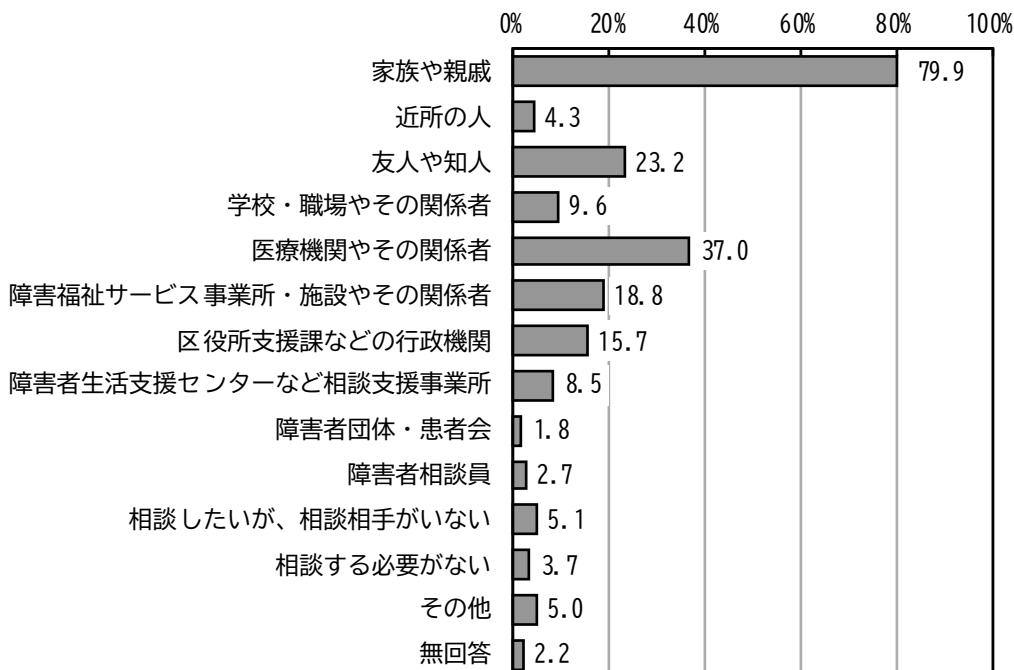
③ 相談相手について

相談する相手については、「家族や親戚」が79.9%と最も多く、次いで「医療機関やその関係者」が37.0%、「友人や知人」が23.2%となっています。家族や親戚の割合が高く、家族への負荷がかかっていると思われます。

関連事業：2216 障害者生活支援センター職員向けにケアラー研修の実施（67ページ）

2218 電話による相談支援（68ページ）

グラフ 相談する相手 全体



■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	その医療機関や事業者	福祉施設やサービス事業所	区役所支援課などの行政機関	障害者など相談支援センター	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、ない	相談する必要がない	その他	無回答	回答者数
全体	2,296	124	667	275	1,062	541	451	245	52	79	147	105	143	64	2,874
	79.9%	4.3%	23.2%	9.6%	37.0%	18.8%	15.7%	8.5%	1.8%	2.7%	5.1%	3.7%	5.0%	2.2%	
身体障害者	1,093	78	274	59	418	215	212	74	17	26	56	61	59	36	1,340
	81.6%	5.8%	20.4%	4.4%	31.2%	16.0%	15.8%	5.5%	1.3%	1.9%	4.2%	4.6%	4.4%	2.7%	
知的障害者	225	3	45	83	68	126	41	57	9	14	8	3	7	4	271
	83.0%	1.1%	16.6%	30.6%	25.1%	46.5%	15.1%	21.0%	3.3%	5.2%	3.0%	1.1%	2.6%	1.5%	
精神障害者	311	12	115	40	215	108	93	73	10	18	47	9	35	10	445
	69.9%	2.7%	25.8%	9.0%	48.3%	24.3%	20.9%	16.4%	2.2%	4.0%	10.6%	2.0%	7.9%	2.2%	
自立支援医療利用者	216	11	92	40	124	20	35	9	0	3	19	11	10	5	274
	78.8%	4.0%	33.6%	14.6%	45.3%	7.3%	12.8%	3.3%	0.0%	1.1%	6.9%	4.0%	3.6%	1.8%	
精神科病院入院患者	27	2	12	1	37	9	8	10	1	5	3	4	5	0	50
	54.0%	4.0%	24.0%	2.0%	74.0%	18.0%	16.0%	20.0%	2.0%	10.0%	6.0%	8.0%	10.0%	0.0%	
発達障害者	54	1	12	18	24	26	10	10	8	7	3	0	9	3	65
	83.1%	1.5%	18.5%	27.7%	36.9%	40.0%	15.4%	15.4%	12.3%	10.8%	4.6%	0.0%	13.8%	4.6%	
難病患者	323	17	101	20	149	30	45	10	4	5	11	17	14	4	375
	86.1%	4.5%	26.9%	5.3%	39.7%	8.0%	12.0%	2.7%	1.1%	1.3%	2.9%	4.5%	3.7%	1.1%	
小児慢性患者	47	0	16	14	27	7	7	2	3	1	0	0	4	2	54
	87.0%	0.0%	29.6%	25.9%	50.0%	13.0%	13.0%	3.7%	5.6%	1.9%	0.0%	0.0%	7.4%	3.7%	

各種障害別、障害部位別、年齢別にみても、いずれも「家族や親戚」が約7割と最も多くなっています。

■ 各種障害別クロス表

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校の関係者や職場	その他の関係者や医療機関	障害福祉やサービスの関係者事業所・施設	区役所支援課などの行政機関	障害者相談センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談する必要がない	相談したいがない	その他	無回答	回答者数
高次脳機能障害	74 75.5%	1 1.0%	12 12.2%	3 3.1%	30 30.6%	40 40.8%	19 19.4%	8 8.2%	2 2.0%	3 3.1%	6 6.1%	1 1.0%	7 7.1%	2 2.0%	98
医療的ケア	273 78.9%	16 4.6%	64 18.5%	26 7.5%	179 51.7%	90 26.0%	83 24.0%	36 10.4%	10 2.9%	12 3.3%	17 4.9%	5 1.4%	29 8.4%	3 0.9%	346
内 18歳未満	24 68.6%	0 0.0%	8 22.9%	11 31.4%	23 65.7%	10 28.6%	12 34.3%	6 17.1%	1 2.9%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	5 14.3%	2 5.7%	35
発達障害	267 76.5%	5 1.4%	82 23.5%	100 28.7%	130 37.2%	135 38.7%	63 18.1%	62 17.8%	19 5.4%	20 5.7%	22 6.3%	4 1.1%	25 7.2%	5 1.4%	349
内 療育手帳あり	155 79.9%	2 1.0%	31 16.0%	64 33.0%	59 30.4%	101 52.1%	38 19.6%	42 21.6%	9 4.6%	13 6.7%	9 4.6%	1 0.5%	9 4.6%	4 2.1%	194
内 療育手帳なし	92 72.4%	2 1.6%	42 33.1%	34 26.8%	59 46.5%	26 20.5%	19 15.0%	14 11.0%	9 7.1%	6 4.7%	11 8.7%	2 1.6%	15 11.8%	0 0.0%	127

■ 障害部位別クロス表（身体障害・重複あり）

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校の関係者や職場	その他の関係者や医療機関	障害福祉やサービスの関係者事業所・施設	区役所支援課などの行政機関	障害者相談センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談する必要がない	相談したいがない	その他	無回答	回答者数
目が不自由（視覚障害）	105 82.7%	10 7.9%	30 23.6%	9 7.1%	35 27.6%	23 18.1%	27 21.3%	12 9.4%	2 1.6%	3 2.4%	8 6.3%	3 2.4%	10 7.9%	5 3.9%	127
耳が不自由（聴覚・平衡機能障害）	121 84.0%	13 9.0%	34 23.6%	11 7.6%	36 25.0%	21 14.6%	28 19.4%	11 7.6%	4 2.8%	3 2.1%	7 4.9%	7 4.9%	6 4.2%	6 4.2%	144
言葉が不自由（言語障害など）	70 84.3%	2 2.4%	9 10.8%	4 4.8%	25 30.1%	36 43.4%	18 21.7%	12 14.5%	2 2.4%	4 4.8%	3 3.6%	0 0.0%	8 9.6%	1 1.2%	83
全身性障害（肢体不自由）	85 68.5%	1 0.8%	18 14.5%	12 9.7%	50 40.3%	62 50.0%	34 27.4%	20 16.1%	4 3.2%	4 3.2%	7 5.6%	5 4.0%	15 12.1%	1 0.8%	124
半身まひ（肢体不自由）	85 79.4%	1 0.9%	12 11.2%	3 2.8%	27 25.2%	47 43.9%	14 13.1%	10 9.3%	2 1.9%	4 3.7%	4 3.7%	3 2.8%	7 6.5%	0 0.0%	107
上肢障害（肢体不自由）	120 78.9%	6 3.9%	33 21.7%	15 9.9%	54 35.5%	33 21.7%	31 20.4%	16 10.5%	3 2.0%	4 2.6%	5 3.3%	7 4.6%	12 7.9%	3 2.0%	152
下肢障害（肢体不自由）	360 84.3%	23 5.4%	93 21.8%	20 4.7%	136 31.9%	85 19.9%	63 14.8%	31 7.3%	4 0.9%	9 2.1%	22 5.2%	19 4.4%	19 4.4%	6 1.4%	427
心臓・肺・呼吸器など（内部障害）	434 84.1%	34 6.6%	108 20.9%	31 6.0%	225 43.6%	59 11.4%	95 18.4%	27 5.2%	12 2.3%	10 1.9%	28 5.4%	21 4.1%	14 2.7%	10 1.9%	516

■ 年齢別クロス表（全体は年齢無回答含む）

全体	2,296 79.9%	124 4.3%	667 23.2%	275 9.6%	1,062 37.0%	541 18.8%	451 15.7%	245 8.5%	52 1.8%	79 2.7%	147 5.1%	105 3.7%	143 5.0%	64 2.2%	2,874
17歳以下	179 87.3%	5 2.4%	52 25.4%	85 41.5%	79 38.5%	72 35.1%	27 13.2%	24 11.7%	9 4.4%	8 3.9%	3 1.5%	1 0.5%	1 6.3%	4 2.0%	205
18~39歳	333 84.3%	5 1.3%	120 30.4%	91 23.0%	169 42.8%	112 28.4%	61 15.4%	75 19.0%	12 3.0%	19 4.8%	24 6.1%	12 3.0%	23 5.8%	3 0.8%	395
40~64歳	626 73.9%	24 2.8%	221 26.1%	81 9.6%	339 40.0%	130 15.3%	146 17.2%	85 10.0%	17 2.0%	25 3.0%	65 7.7%	29 3.4%	45 5.3%	12 1.4%	847
65歳以上	1,059 82.3%	83 6.5%	243 18.9%	11 0.9%	428 33.3%	197 15.3%	194 15.1%	48 3.7%	12 0.9%	22 1.7%	47 3.7%	58 4.5%	53 4.1%	32 2.5%	1,286

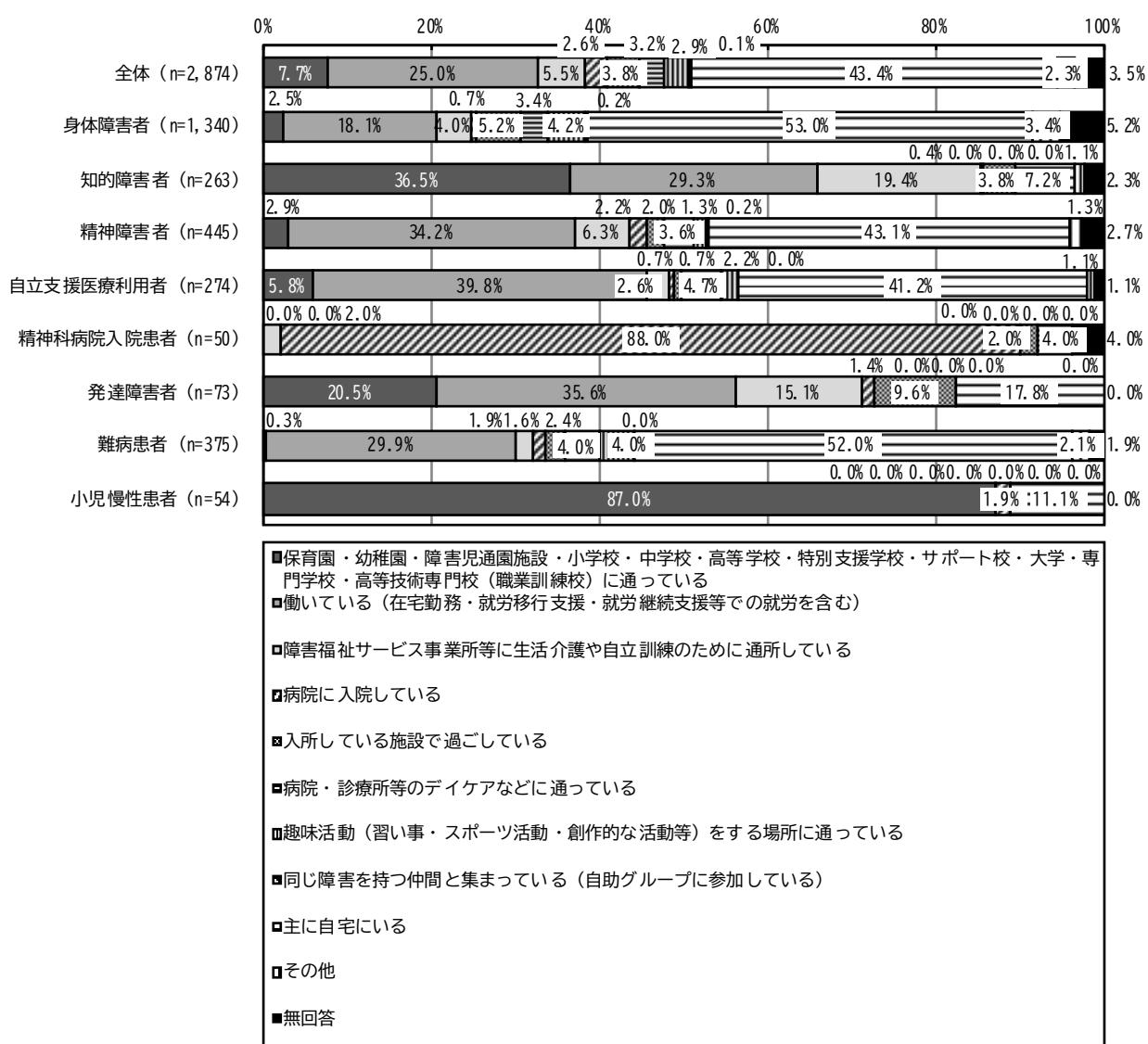


④ 日中の活動の場について

全体では、「主に自宅にいる」が最も多く、次いで「働いている（在宅勤務・就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）」、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門校（職業訓練校）に通っている」などとなっています。「主に自宅にいる」は、身体障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、難病患者で割合が高くなっています。特に精神障害者と自立支援医療利用者は、高齢者が多いということではありませんが、自宅にいる割合が高くなっています。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築（65ページ）

グラフ　日中の過ごし方 調査対象別



調査対象別にみると、知的障害者と小児慢性患者は、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門校（職業訓練校）に通っている」が最も高くなっています。

各種障害別にみると、医療的ケア（18歳未満）と発達障害（療育手帳あり）は、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門校（職業訓練校）に通っている」が最も高くなっています。医療的ケアは、18歳未満でみると「主に自宅」の割合が2割となっています。

表 日中の過ごし方 調査対象別

(上段：度数 下段：割合)

■ 調査対象別クロス表

	サ校保育専門・中園校・ト・校校幼（職・大高等・業・訓・學・障・校・專・校・害・兒・門・に・通・通校・つ・支・施・て・高・援・設・い・等・学・る・技・校・小・術・学・	働いている（在宅勤務等での就労支援等を含む）	障害福祉社立訓練のため事業所等に通っている介護や	病院に入院している	入所している施設で過ごしている	病院などに通っているデイケア	趣味活動（習い事・スポーツ活動・創作をする場所に通っている）	同じ障害を持つ仲間と集まっている（自助グループに参加している）	主に自宅にいる	その他	無回答	合計
全体	221	719	158	75	108	92	83	4	1,248	66	100	2,874
	7.7%	25.0%	5.5%	2.6%	3.8%	3.2%	2.9%	0.1%	43.4%	2.3%	3.5%	100.0%
身体障害者	33	243	53	10	70	46	56	3	710	46	70	1,340
	2.5%	18.1%	4.0%	0.7%	5.2%	3.4%	4.2%	0.2%	53.0%	3.4%	5.2%	100.0%
知的障害者	99	80	51	1	10	0	0	0	0	21	3	6 271
	36.5%	29.5%	18.8%	0.4%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	1.1%	2.2%	100.0%
精神障害者	13	152	28	10	9	16	6	1	192	6	12	445
	2.9%	34.2%	6.3%	2.2%	2.0%	3.6%	1.3%	0.2%	43.1%	1.3%	2.7%	100.0%
自立支援医療利用者	16	109	7	2	2	13	6	0	113	3	3	274
	5.8%	39.8%	2.6%	0.7%	0.7%	4.7%	2.2%	0.0%	41.2%	1.1%	1.1%	100.0%
精神科病院入院患者	0	0	1	44	1	2	0	0	0	0	2	50
	0.0%	0.0%	2.0%	88.0%	2.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	100.0%
発達障害者	12	23	11	1	7	0	0	0	11	0	0	65
	18.5%	35.4%	16.9%	1.5%	10.8%	0.0%	0.0%	0.0%	16.9%	0.0%	0.0%	100.0%
難病患者	1	112	7	6	9	15	15	0	195	8	7	375
	0.3%	29.9%	1.9%	1.6%	2.4%	4.0%	4.0%	0.0%	52.0%	2.1%	1.9%	100.0%
小児慢性患者	47	0	0	1	0	0	0	0	6	0	0	54
	87.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	5	13	14	6	15	4	0	0	32	2	7	98
	5.1%	13.3%	14.3%	6.1%	15.3%	4.1%	0.0%	0.0%	32.7%	2.0%	7.1%	100.0%
医療的ケア	32	44	20	17	28	21	8	0	150	12	14	346
	9.2%	12.7%	5.8%	4.9%	8.1%	6.1%	2.3%	0.0%	43.4%	3.5%	4.0%	100.0%
内 18歳未満	25	0	0	1	0	0	0	0	7	1	1	35
	71.4%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	2.9%	2.9%	100.0%
発達障害	110	113	43	2	14	3	4	0	55	2	3	349
	31.5%	32.4%	12.3%	0.6%	4.0%	0.9%	1.1%	0.0%	15.8%	0.6%	0.9%	100.0%
内 療育手帳あり	75	56	37	0	11	0	0	0	12	1	2	194
	38.7%	28.9%	19.1%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	6.2%	0.5%	1.0%	100.0%
内 療育手帳なし	31	47	5	2	1	3	1	0	36	1	0	127
	24.4%	37.0%	3.9%	1.6%	0.8%	2.4%	0.8%	0.0%	28.3%	0.8%	0.0%	100.0%



幼稚園、保育園、学校に望むことについては、「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」が54.3%と最も多い、次いで「障害特性の理解と支援」が52.5%、「相談体制を充実してほしい」が37.6%となっています。

調査対象別や各種障害別にみると、精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害で「障害特性の理解と支援」が最も多く、周知・啓発が求められています。

関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（51ページ）

2104 医療的ケア児保育支援センター運営事業（60ページ）

グラフ 幼稚園、保育園、学校に望むこと（複数回答）

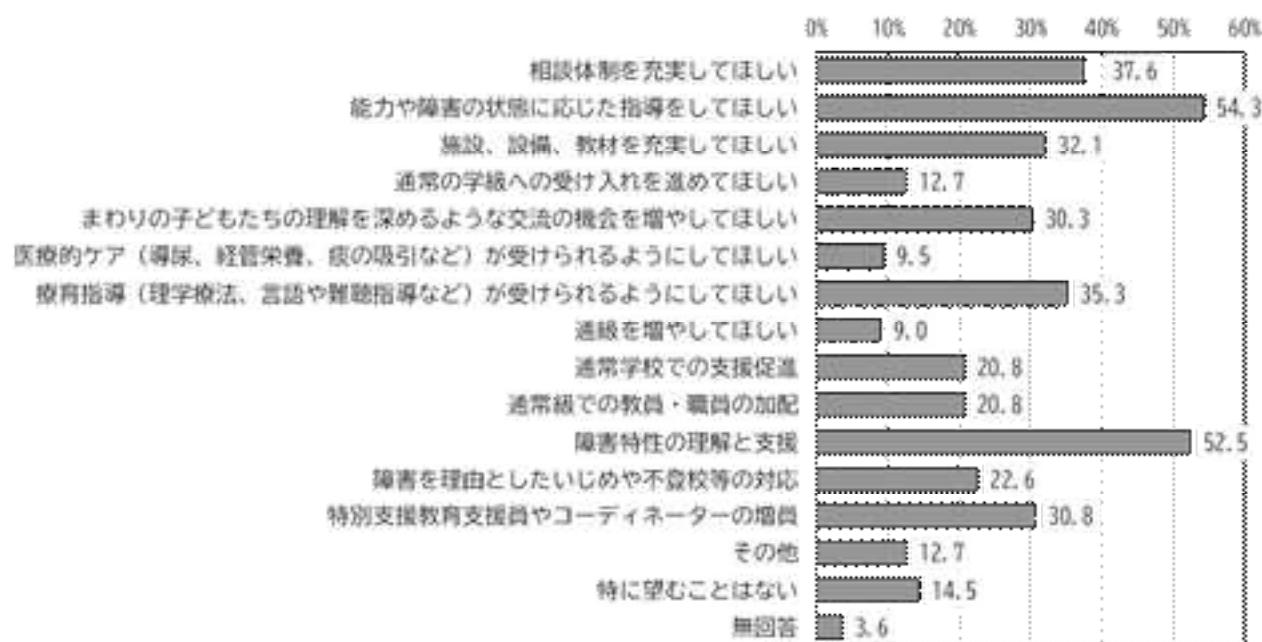




表 幼稚園、保育園、学校に望むこと 調査対象別・各種障害別

■ 調査対象別クロス表

	充実相談体制をほしい	能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい	施設・設備・教材を充実してほしい	通常の学級への受け入れを進めてほしい	通常の学級への受け入れを進めてほしい	療育指導（理学療法、言語や難聴指導など）が受けられるようにしてほしい	通級を増やしてほしい	通常学校での支援促進	教員・職員との加配	障害特性の理解と支援	障害を理由としたいじめや不登校等の対応	特別支援教育支援員やコーディネータの増員	その他	特に望むことはない	無回答	回答者数	非該当
全体	83 37.6%	120 54.3%	71 32.1%	28 12.7%	67 30.3%	21 9.5%	78 35.3%	20 9.0%	46 20.8%	46 20.8%	116 52.5%	50 22.6%	68 30.8%	28 12.7%	32 14.5%	8 3.6%	221 24.63
身体障害者	9 21.3%	16 48.5%	9 27.3%	5 15.2%	12 36.4%	8 24.2%	16 48.5%	1 3.0%	8 24.2%	7 21.2%	15 45.5%	8 24.2%	10 30.3%	5 15.2%	6 18.2%	2 6.1%	33 1.307
知的障害者	42 42.4%	63 63.6%	42 42.4%	15 15.2%	38 38.4%	5 5.1%	50 50.5%	10 10.1%	19 19.2%	19 19.2%	22 58.3%	58 58.3%	20 20.2%	34 34.3%	2 12.1%	6 6.1%	99 1.72
精神障害者	4 30.8%	8 61.5%	3 23.1%	1 7.7%	1 30.8%	4 7.7%	1 23.1%	1 7.7%	1 30.8%	3 15.4%	12 92.3%	6 46.2%	6 46.2%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	13 4.32
自立支援医療利用者	2 12.5%	5 31.3%	2 12.5%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	5 31.3%	5 31.3%	1 6.3%	1 18.8%	3 37.5%	1 12.5%	2 2.58
精神科病院入院患者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	50 0.50
発達障害者	8 66.7%	8 66.7%	3 25.0%	2 16.7%	3 25.0%	0 0.0%	1 8.3%	4 33.3%	5 41.7%	5 50.0%	6 66.7%	8 41.7%	6 50.0%	2 16.7%	2 16.7%	2 0.0%	12 53
難病患者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 3.74
小児慢性患者	18 38.3%	20 42.6%	12 25.5%	5 10.6%	9 19.1%	7 14.9%	8 17.0%	8 6.4%	19 19.1%	17 17.0%	17 38.3%	11 23.4%	11 23.4%	11 23.4%	5 10.6%	3 6.4%	47 7

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	3 60.0%	4 80.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 40.0%	2 40.0%	2 80.0%	1 20.0%	1 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	5 93	
医療的ケア	16 50.0%	18 56.3%	8 28.1%	19 25.0%	16 28.1%	16 59.4%	16 50.0%	8 6.3%	17 25.0%	17 21.9%	15 46.9%	15 15.6%	15 37.5%	15 34.4%	15 6.3%	2 3.1%	32 314
内 18歳未満	15 60.0%	15 60.0%	9 36.0%	7 28.0%	8 32.0%	17 68.0%	13 52.0%	7 8.0%	13 28.0%	13 24.0%	13 52.0%	13 16.0%	13 44.0%	13 40.0%	13 0.0%	0 0.0%	10 10
発達障害	47 42.7%	65 59.1%	38 34.5%	18 16.4%	40 36.4%	45 6.4%	45 40.9%	7 13.6%	27 24.5%	27 29.1%	27 65.5%	27 21.3%	27 39.1%	27 11.8%	27 4.5%	8 0.9%	110 2.39
内 療育手帳あり	34 45.3%	46 61.3%	30 40.0%	13 17.3%	31 41.3%	4 5.3%	38 50.7%	8 10.7%	15 20.0%	15 28.0%	15 62.7%	15 21.3%	15 37.3%	15 10.7%	15 4.0%	0 0.0%	75 1.19
内 療育手帳なし	13 41.9%	17 54.8%	8 25.8%	4 12.9%	8 25.8%	3 9.7%	7 22.6%	7 22.6%	13 38.7%	13 35.5%	13 71.0%	13 38.7%	13 45.2%	13 16.1%	13 6.5%	2 3.2%	31 96



⑤ 情報について

情報を入手や、コミュニケーションをとるうえでの困りごとについては、「特に困ることはない」を除くと、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」が17.6%で最も高く、次いで「パソコン・タブレット等の使い方がわからない」が17.5%となっています。

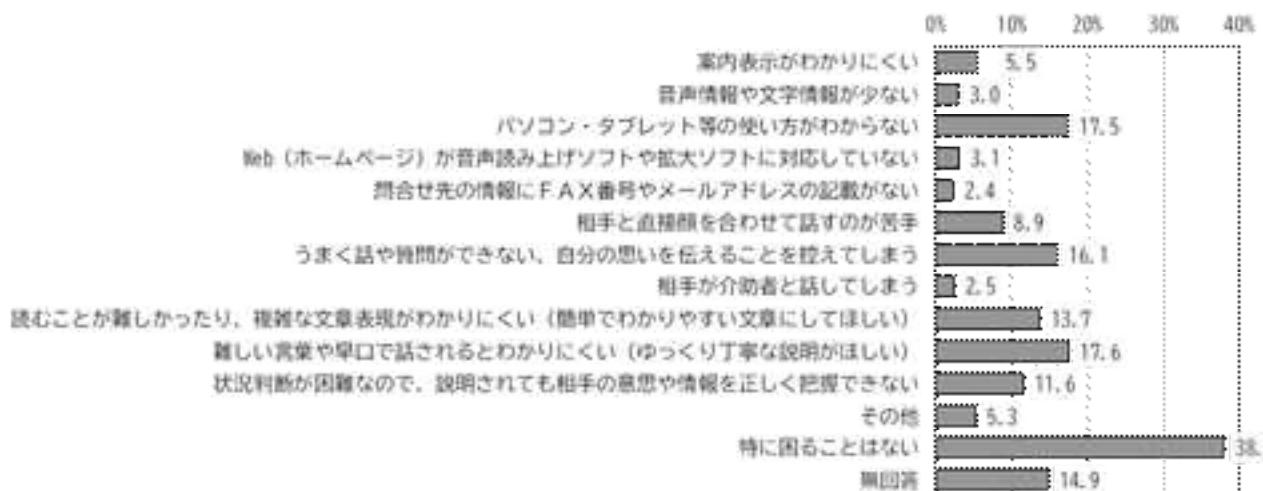
また、知的障害者では、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が、精神障害者・自立支援医療と発達障害者では「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が最も高くなっています。

「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」については、「聞こえ」の問題との関連についても検討が必要です。

関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（51ページ）

1108 市職員の障害者への理解促進（53ページ）

グラフ 情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ること（複数回答）



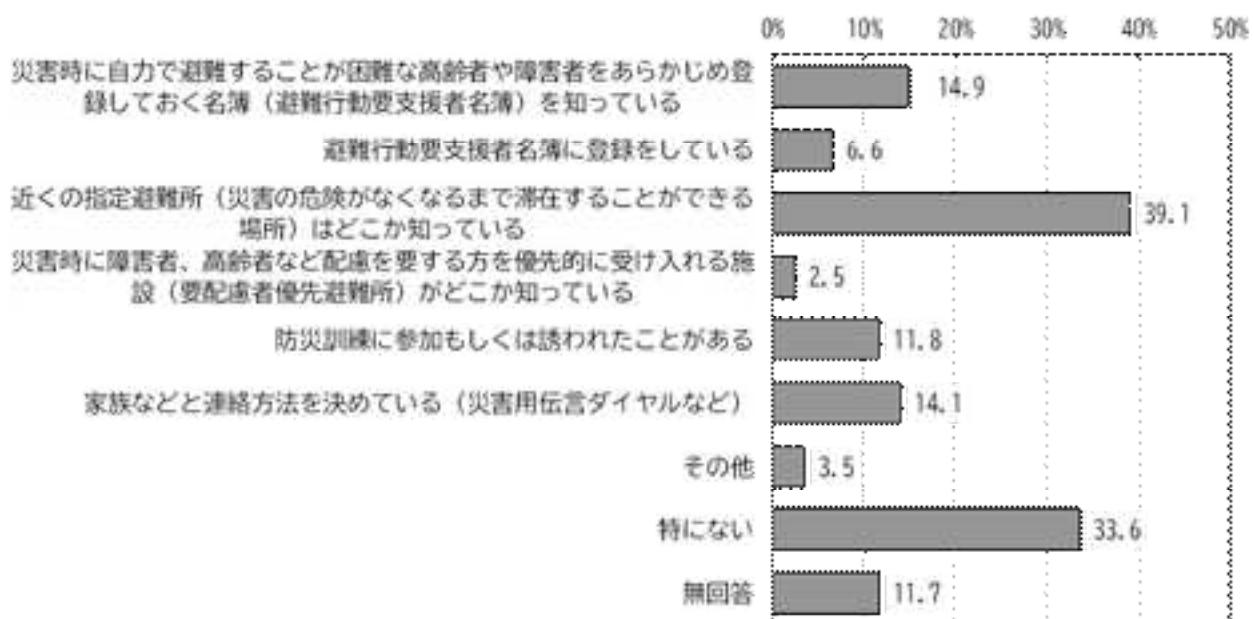
⑥ 災害時の対応について

災害に備え知っていることや経験した事柄については、「近くの指定避難所（災害の危険がなくなるまで滞在することができる場所）はどこか知っている」が39.1%と最も多くなっています。また、「特ない」が33.6%と3割を超えています。

指定避難所を知っている人の割合は5割に届かず、防災訓練に参加している人の割合も低い結果となっています。

関連事業：4101 防災知識等の普及・啓発（91ページ）

グラフ 災害時の対応



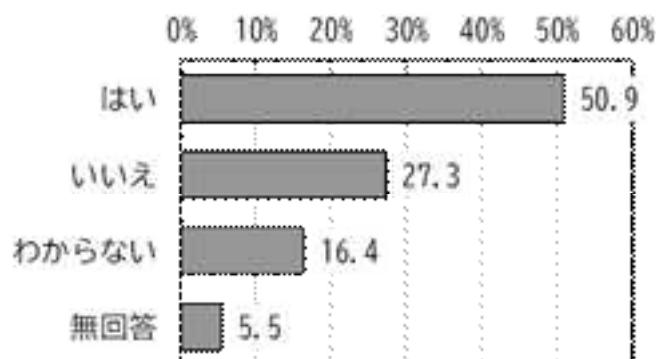


⑦ 精神科病院入院患者の今後の生活について

1年以上入院している方が病院以外の場所の生活を希望するかについては、「はい」が50.9%と5割を超えており、病院以外の場所で生活することを望む傾向がうかがえます。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築（65ページ）

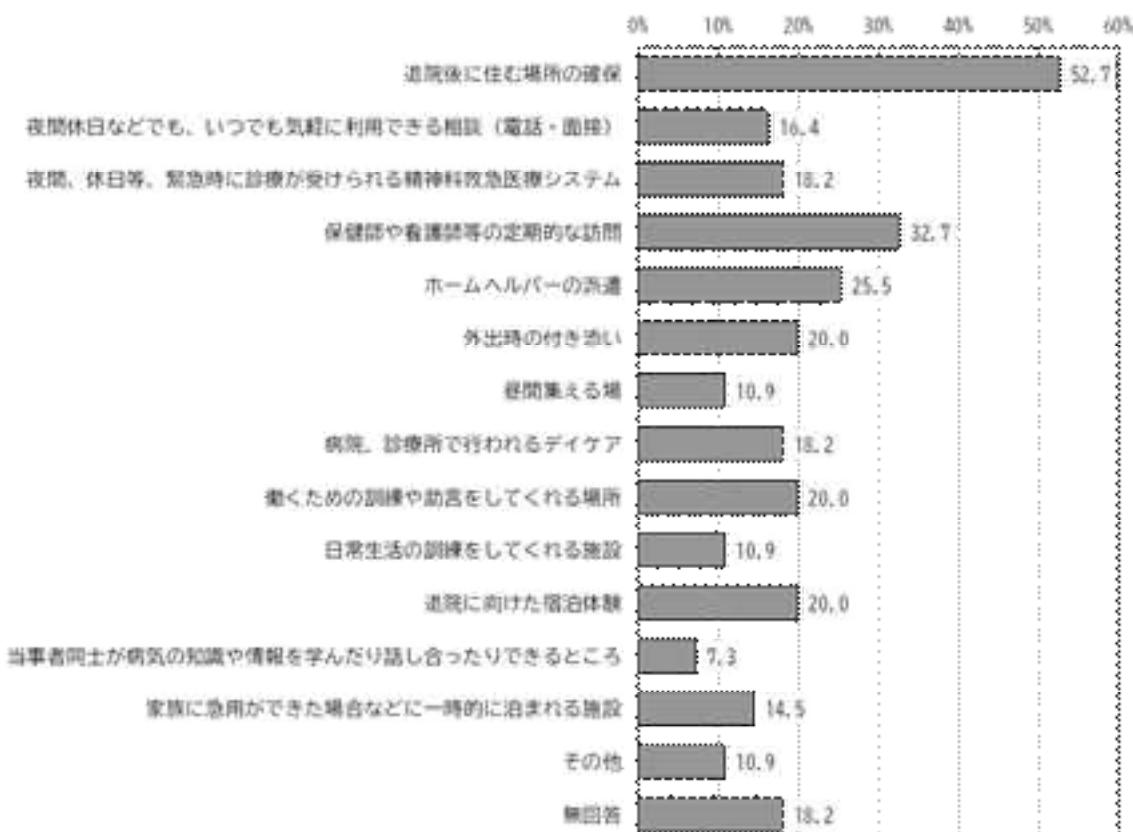
グラフ 病院以外の場所の生活を希望するか



どのような支援の条件が整えば退院できるかについては、「退院後に住む場所の確保」が52.7%と最も多く、次いで「保健師や看護師等の定期的な訪問」が32.7%、「ホームヘルパーの派遣」が25.5%となっています。保健師や看護師といった専門職の訪問を望む傾向がうかがえます。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築（65ページ）

グラフ 退院するための支援の条件



⑧ 障害者への理解について

ノーマライゼーション条例の認知については、「まったく知らない」が最も多く、前回・前々回調査との比較をみてもほぼ同じ割合です。また、発達障害者を除く調査対象で5割を超えています。

各種障害別にみても、「まったく知らない」が最も多くなっています。

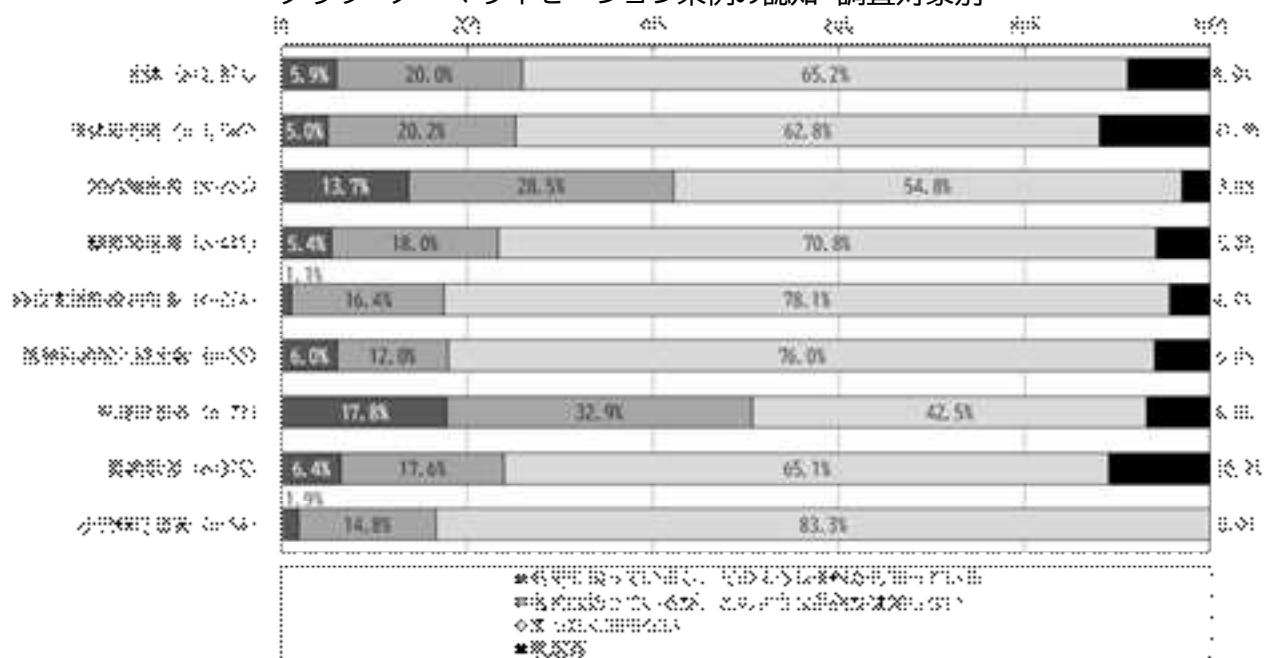
関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（51ページ）

1103 ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施（52ページ）

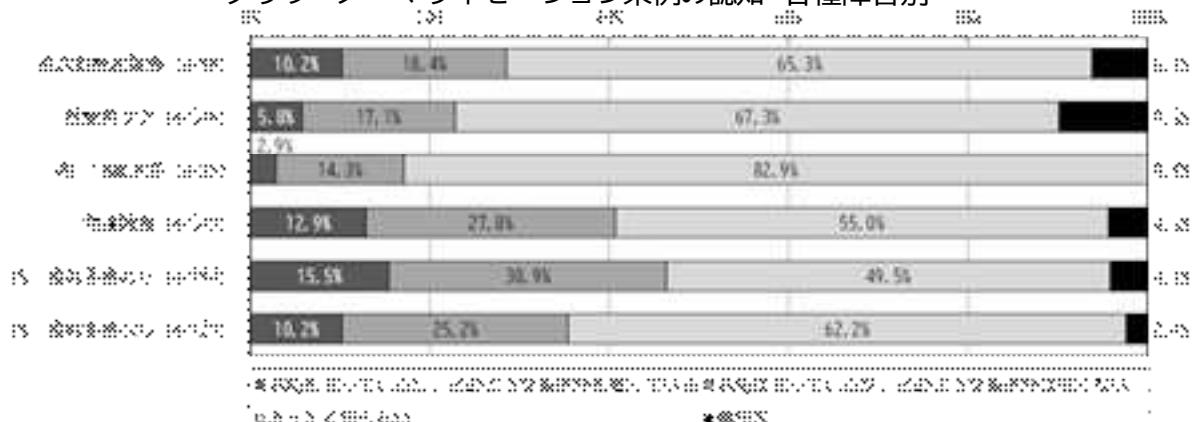
ノーマライゼーション条例の認知 前回・前々回調査結果との比較

調査年度	対象者数 (全体)	名前も知っている し、どのような条例かも 知っている	名前は知ってい るが、どのような条例かは 知らない	まったく 知らない	無回答
今回調査(令和4《2022》年度)	2,874人	5.9%	20.0%	65.2%	8.9%
前回調査(令和元《2019》年度)	2,902人	6.2%	20.7%	66.5%	6.7%
前々回調査 (平成28《2016》年度)	3,299人	6.4%	20.8%	64.3%	8.5%

グラフ ノーマライゼーション条例の認知 調査対象別



グラフ ノーマライゼーション条例の認知 各種障害別

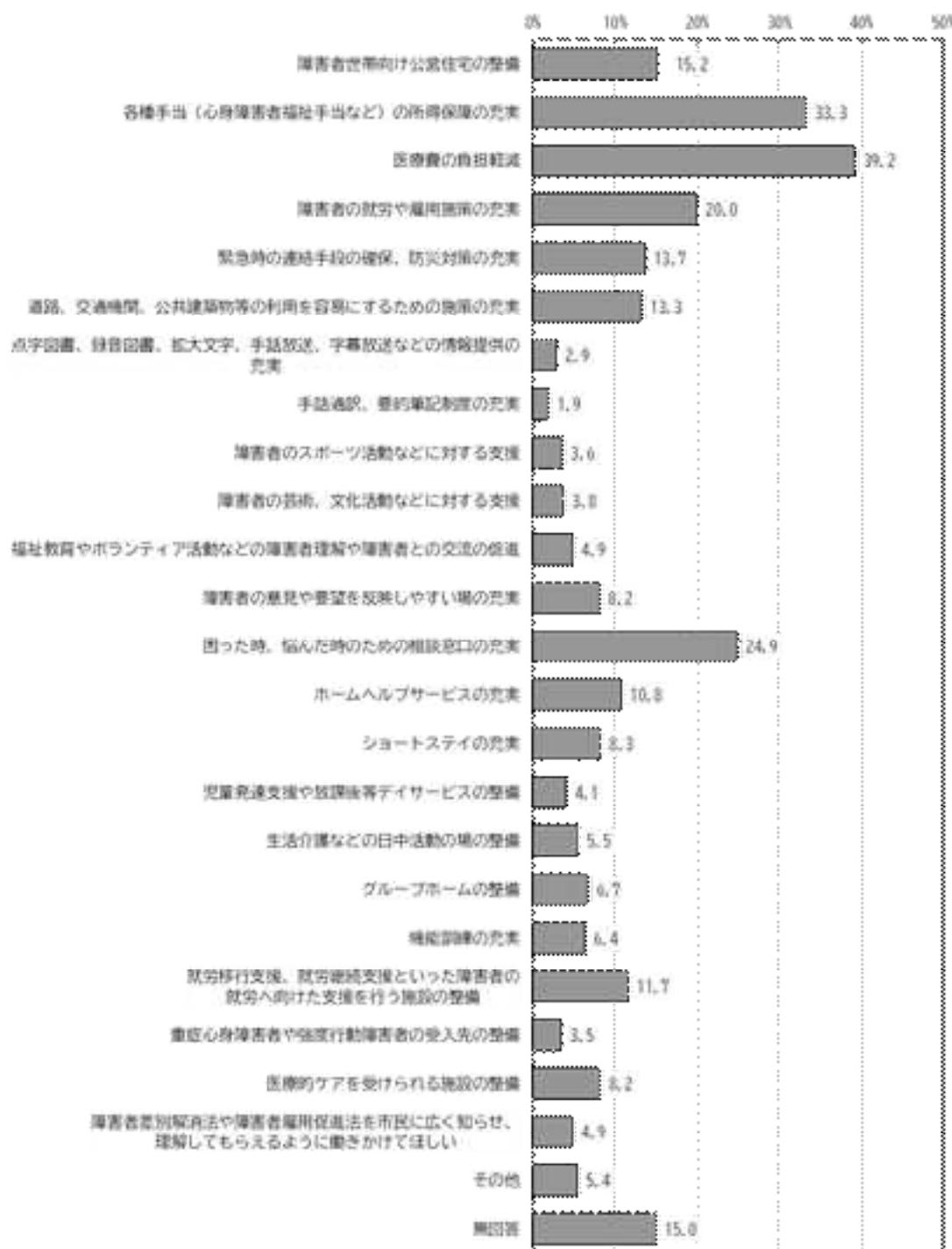




⑨ 障害者施策への要望について

障害者施策に対して望むことについては、「医療費の負担軽減」が39.2%と最も多く、次いで「各種手当（心身障害者福祉手当など）の所得保障の充実」が33.3%、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実」が24.9%となっています。経済的支援と相談先の充実、この2つを希望する傾向がうかがえます。

グラフ 障害者施策に対して望むこと（3つまで選択）



⑩ 障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果について

アンケート調査を行った事業所の職員の雇用形態は、正規職員の平均が4.7人、非正規職員の平均は、3.6人となっています。

また、職員の年齢別平均人数は、「40歳代」が2.4人と最も多い、次いで「50歳代」が2.2人となっています。職員の勤続年数別平均人数は、「1年未満」が2.7人と最も多くなっています。

経営上の課題は、全体では「職員の確保が困難」が55.4%と最も高く、次いで「サービス単価が低く経営が困難」が38.5%となっています。

また、職員の過不足の状況は、「やや不足していると感じる」が32.3%と最も多く、次いで「不足していると感じる」が27.7%、「大変不足していると感じる」が20.8%となっております。現場では人手不足を感じており、人材の確保が課題といえます。

関連事業：2501 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援（74ページ）

2510 保健福祉の専門的人材の養成・確保（77ページ）

表 経営上の課題（複数回答）

■ 事業別

	サービス単価が低く経営が困難	運営、運転資金の確保が困難	職員の確保が困難	人件費が高い	職員の研修、育成を行う時間が少ない	経理や請求などの事務量が増大している	サービス内容や質の安定、向上を図ることが困難	市民、近隣住民の理解を得るのに苦慮している	近隣に同業の事業者が多く、競争が厳しい	その他	特になし	無回答	回答者数
全体	50 38.5%	25 19.2%	72 55.4%	21 16.2%	31 23.8%	32 24.6%	15 11.5%	5 3.8%	12 9.2%	13 10.0%	8 6.2%	19 14.6%	130
訪問系	15 41.7%	5 13.9%	24 66.7%	2 5.6%	7 19.4%	11 30.6%	1 2.8%	1 2.8%	3 8.3%	1 2.8%	1 2.8%	1 13.9%	36
日中活動・訓練・就労系	11 32.4%	7 20.6%	12 35.3%	6 17.6%	10 29.4%	9 26.5%	5 14.7%	0 0.0%	4 11.8%	5 14.7%	4 11.8%	8 23.5%	34
生活系	15 62.5%	9 37.5%	12 50.0%	8 33.3%	8 33.3%	4 16.7%	6 25.0%	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	24
児童系	9 25.7%	5 14.3%	26 74.3%	6 17.1%	6 17.1%	9 25.7%	1 2.9%	1 2.9%	5 14.3%	3 8.6%	1 2.9%	4 11.4%	35
相談系	7 77.8%	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	9
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1



（3）誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第7条に定められた障害者施策の実施状況や課題に関する市民相互の意見交換の場として、「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置しています。

「令和4（2022）年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議」及び「令和5（2023）年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議」では、主に次期障害者総合支援計画策定に向けてご意見をいただきました。テーマごとに取りまとめた代表的な意見は以下のとおりです。

【障害に対する理解・啓発、権利擁護について】

- ・権利条約を書いてくれているのはよい。勧告のことを触れ、勧告を受けてさいたま市はどうしていくか明記すべき。どこが課題かを議論すべき。市の職員が総括所見を知るべき。
- ・障害者の理解を深めるために力を入れるべきことは、福祉施設を地域に開かれたものにする。これは息子の行っているグループホームに関しては、全然なされていない。近所の人は「ここは何ですか」「あまり人の出入りがない」とか。まずは地域の人と少しでも交流があったらいいと思う。
- ・ノーマライゼーション条例の簡明版が小学生に配られているが、配るだけではなく、当事者による出前授業をするのはどうか。
- ・さいたま市でも障害者ダンスや音楽活動を支援して発表の場を与えて欲しい。

【福祉サービスについて】

- ・子供が小さいときは自分が疲れていても子供を外に出せない。自分が生んだからと言って親が無理してしまうのは違う。家族が休めるショートも必要。
- ・ひきこもりにはなんらかの障害が見え隠れしているように思います。そのような観点からひきこもる人たちの生きづらさをほぐしつつ今後の人生について本人がより望ましく思えるような人生を模索できる機会を作ってほしいです。また、社会がどう受け入れていくかという視点の方は、もっと重要だと思います。現在のひきこもり対策には社会がどう受け入れるかという視点があまり見えない気がします。
- ・ノンステップバスの普及率は上がっているが、バスができてもバス停が対応していないと、結局いくつか先のバス停までいかなければならない。バス停も整備されるといいと思う。
- ・バスだけでなく、バリアフリーといっておきながら、バリアフリーになっていないところはあちこちにある。
- ・特に運転できない視覚障害者には移動支援は重要であり、福祉タクシー券の納税者への支給停止、一度に利用できる枚数の制限について改善してほしい。

【住居について】

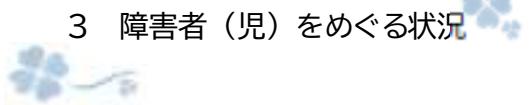
- ・20～30代までの障害者の家族は親の元気なうちに近くの入所施設やグループホームを検討し動いていますが、それ以上の年代の障害者の家族は「わが子のことは家族にしかできない…」と考えている方が多いように思われます。重度障害の方ほど顕著で、この問題が大きくなっていくと行政で抱える問題になりそうです。各区の障害者生活支援センターの周知・啓発セミナー開催などで啓発をするのはどうでしょうか。
- ・相談支援をしているが、グループホームの数が少ない。通所している事業所を継続して利用し、生活スタイルを変えずにグループホームを探すことが難しい。場所的な面でニーズに合った設置ができているのか疑問に感じる。地域偏在の課題。
- ・グループホームの実態調査をしていただきたいです。職員の人手不足からの放置が見られたり、入居前の利用者のマッチングなしからのトラブルがあるようです。
- ・グループホーム使いたい精神障害家族増えている。グループホーム経営者はさまざま。グループホームは多種多様。見分けるのが難しい。

【相談・支援について】

- ・家族が抱えてしまっている現状がある。どこかでいいからつながって、何かの時にSOSを出せる環境づくりが必要。
- ・視覚障害者に対応できる相談支援窓口や人材が実質的に抜けています。各区支援課がワンストップの相談窓口となるよう、施策を講じてください。
- ・障害者相談員は各区にいた方が良いと思います。実際に機能しているのか、相談件数を掲載してほしいです。また、相談員は地域協議会に参加すべきメンバーだと思います。
- ・相談支援事業所の数が足りない。又、業務に当たる職員の質の向上も追いついていないと思う。研修の機会を増やしてほしい。

【障害児支援について】

- ・特別支援学校のスクールバスに乗れない子どもがいる。スクールバスの中に添乗員だけでなく、専門職の人に乗ってもらいたい。何かあった時の対処できるようにしてもらいたい。
- ・学校に行っても療育を受けたいという家庭があり、都内の療育センターに通っている人もいる。さいたま市でも切れ目がない支援体制を整えてもらいたい。



【情報の取得・コミュニケーション支援について】

- ・事業所の空き状況がリアルタイムでわかる情報があるとよい。事業所情報が市ホームページにあるが、フォーマットを充実させるなど考えてほしい。
- ・どのような支援があるか調べないと出てこない。情報が届いていない。
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を、きちんと位置付けた内容に改めてください。
- ・視覚障害者もICTのスキルを身につければ自力で手続きできることが増える。相談窓口、ICT訓練、歩行や生活訓練を行う、視覚障害者情報文化センターのような施設は、さいたま市のような規模の政令指定都市ならばあるべき施設と思う。
- ・障害のない者と平等に期日前投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会と同じく、改正公職選挙法の電磁的記録について、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を最大限尊重した情報提供を加えてください。

【危機対策について】

- ・要支援者名簿や、要配慮者優先避難所を知らない人が多いのは、行政担当課の周知不足だと思う。また、障害者の防災訓練参加の呼びかけも不十分。市報などで、積極的に呼びかけてほしい。
- ・福祉避難所開設の訓練については、障害者の合理的配慮や特性などの体験を活用していただきたいです。
- ・避難行動支援者名簿。高齢者は自治会の人も把握しているが、障害を持っている人のことは把握していないようだ。緊急時に使えることを周知したい。

【その他】

- ・事業所アンケート結果職員の勤続年数1年未満が多い、退職者が多い半分近く。事業所に定着する人が少ない、職員が増えない育たないことはサービスの質にも影響する。職員の育成定着は重要。
- ・職員の資質については、事業者同士で話し合ったり、学び合ったりする場があれば、向上していくように思う。人材不足については、特に男性職員の数が少ないので、整備にまで影響していると思われる。新卒採用で入っても家庭を持てない報酬では転職するしかない。

4 計画の基本的枠組

(1) 基本方針

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して



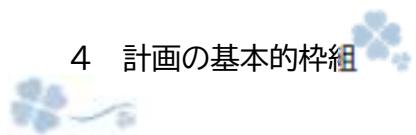
(2) 基本目標

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

基本目標2 質の高い地域生活の実現

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

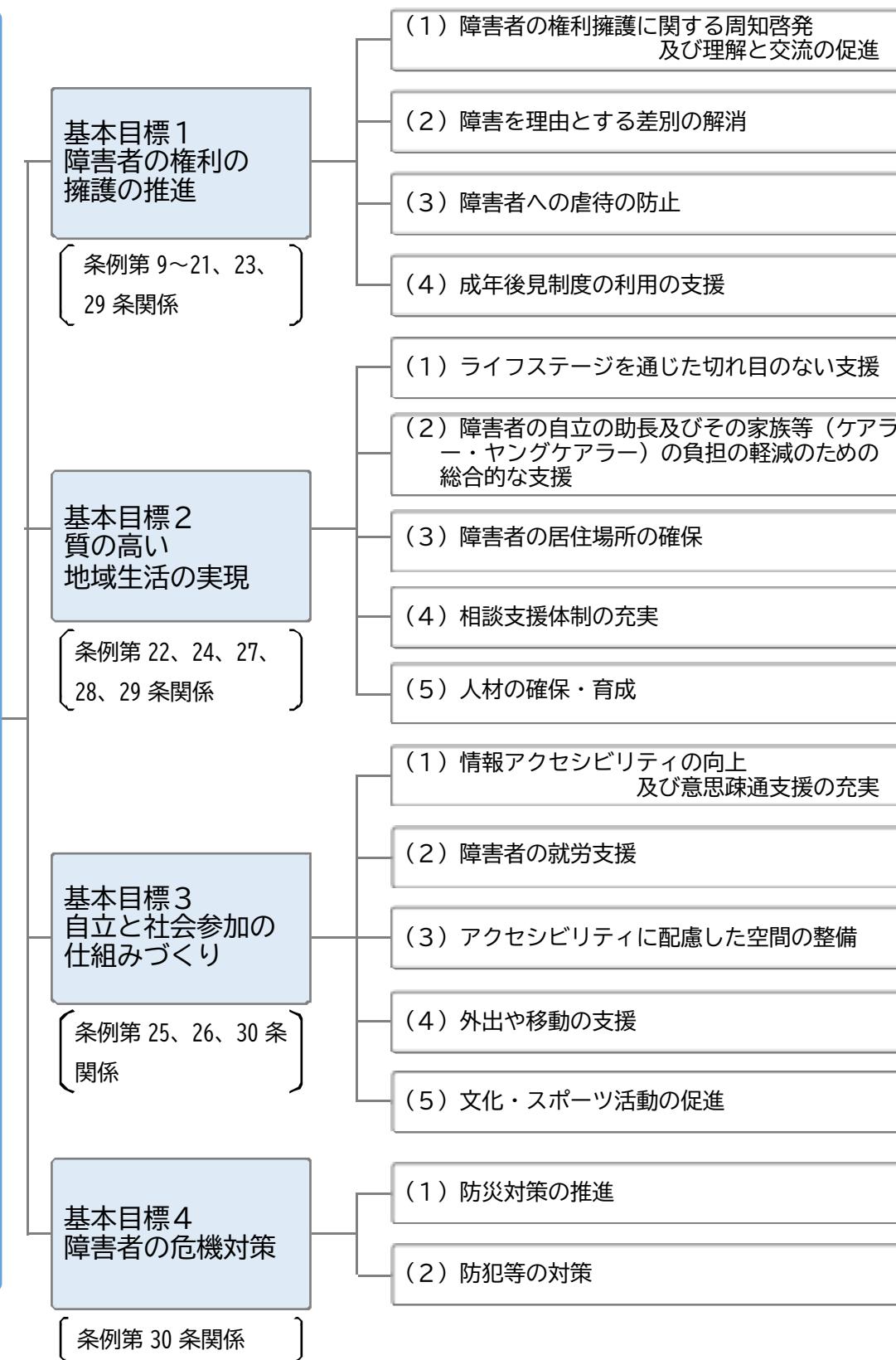
基本目標4 障害者の危機対策



(3) 計画の体系

[基本方針] [基本目標] [基本施策]

安心して地域で生活できる社会の実現を目指して、
誰もが権利の主体として、



※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。

(4) 実施事業

実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。

実施事業の☆印は、総合振興計画関連事業（令和6《2024》年度時点）です。

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

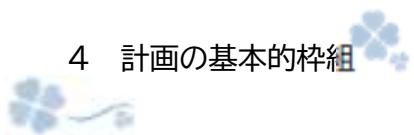
	実施事業	担当所管	頁
★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	51
★ ②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	51
☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	52
☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	52
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	52
⑥	心の健康に関する普及啓発	こころの健康センター	53
⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	53
⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	53
⑨	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター	53

基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

	実施事業	担当所管	頁
★ ①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課	54
☆②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課	54

基本施策（3）障害者への虐待の防止

	実施事業	担当所管	頁
★☆①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害福祉課	55
★☆②	虐待の防止のための研修の実施	障害福祉課	55
③	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害福祉課	56



基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

実施事業	担当所管	頁
① 成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害福祉課	57
② 成年後見制度利用支援事業の実施	障害福祉課	57

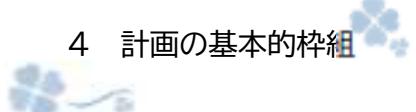
|| 基本目標2 質の高い地域生活の実現

基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

実施事業		担当所管	頁
①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	59
☆②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児・放課後児童課	59
☆③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	幼児・放課後児童課 保育課 保育施設支援課	59
☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育課	60
☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	60
⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課	60
★☆⑦	発達障害児に対する支援の充実	総合療育センターひまわり学園育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 子ども家庭総合センター 総務課	61
★☆⑧	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	特別支援教育室	61
⑨	相談支援体制の充実	特別支援教育室	61
★☆⑩	発達障害者に対する支援の充実	障害者総合支援センター	62

基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援

実施事業		担当所管	頁
★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課	63
★☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課	63
③	指導監査の実施	監査指導課	64
④	心身障害者医療費の給付	障害福祉課	64
⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	64
⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	64
★☆⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課	65
⑧	精神科救急医療体制整備事業の実施	保健衛生総務課	65



実施事業		担当所管	頁
☆⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター	65
⑩	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター	66
⑪	家族教室の開催	精神保健課	66
★ ⑫	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	障害者更生相談センター	66
⑬	発達障害児の家族等に対する支援の充実	障害政策課 総合療育センター ひまわり学園育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	66
⑭	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	障害福祉課	67
⑮	日中一時支援事業における夕方支援の実施	障害福祉課	67
⑯	障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施	障害福祉課	67
⑰	学校における教職員、専門職向けの研修実施	総合教育相談室	67
⑱	電話による相談支援	いきいき長寿推進課	68
⑲	子ども家庭総合拠点による相談支援	子ども家庭支援課	68
⑳	ケアラー支援に関する広報・啓発	福祉総務課	68

基本施策（3）障害者の居住場所の確保

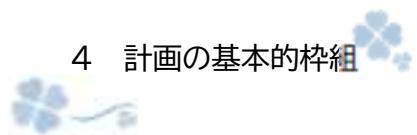
実施事業		担当所管	頁
★☆①	グループホームの整備の促進	障害政策課	69
②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害福祉課	69
③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課	69
④	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課	70
⑤	居宅改善整備費の補助	障害福祉課	70

基本施策（4）相談支援体制の充実

実施事業		担当所管	頁
☆①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害福祉課	71
②	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター	71
★ ③	障害者生活支援センターの充実	障害福祉課	72
④	精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター	72
⑤	障害者相談員の設置	障害福祉課	72
⑥	聴覚障害者相談員の設置	障害福祉課	73
☆⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	福祉総務課	73

基本施策（5）人材の確保・育成

実施事業		担当所管	頁
★ ①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課	74
★ ②	手話講習会の開催	障害福祉課	75
★ ③	要約筆記者養成講習会の開催	障害福祉課	75
④	市職員に対する手話等の研修の実施	障害政策課 障害福祉課	75
☆⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター	76
⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター	76
☆⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所	76
⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室	77
⑨	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館 資料サービス課	77
⑩	保健福祉の専門的人材の養成・確保	福祉総務課	77
⑪	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施	障害政策課	77



■ 基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

実施事業		担当所管	頁
★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課	79
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	79
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	80
★ ④	選挙時の情報提供	選挙課	80
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	80
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	81

基本施策（2）障害者の就労支援

実施事業		担当所管	頁
★☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	82
②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター	82
★☆③	障害者優先調達の推進	障害福祉課 障害者総合支援センター	83
★☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター	83
⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター	83
⑥	重度障害者の就労支援事業	障害福祉課	84

基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

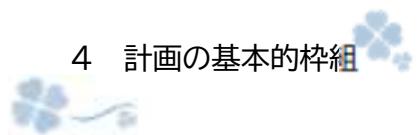
実施事業		担当所管	頁
☆①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部	85
☆②	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課	85
☆③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課	86
☆④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課	86
☆⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	86

基本施策（4）外出や移動の支援

実施事業		担当所管	頁
★☆①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	障害福祉課	87
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害福祉課	87
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害福祉課	87
④	リフト付き自動車の貸出し	障害福祉課	87

基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

実施事業		担当所管	頁
①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	88
②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	88
③	スポーツ教室の充実	障害政策課	89
④	市立施設の使用料減免	障害福祉課	89



|| 基本目標4 障害者の危機対策

基本施策（1）防災対策の推進

実施事業		担当所管	頁
★☆①	防災知識等の普及・啓発	防災課 障害政策課 福祉総務課	91
★☆②	要配慮者の避難支援対策の推進	防災課 福祉総務課	92
★☆③	避難行動要支援者名簿の活用	防災課 障害福祉課 福祉総務課	92
★☆④	災害時等における確実な情報の発信	防災課	93
★☆⑤	防災訓練への障害者の参加	障害福祉課 防災課	93

基本施策（2）防犯等の対策

実施事業		担当所管	頁
①	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課	94
②	緊急通報システムの設置	障害福祉課	94
③	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	指令課	94
☆④	緊急時安心キット配布事業	救急課	94
☆⑤	消費者行政の推進	消費生活総合センター	95

実施事業、成果指標中の★印は、重点的に取り組む事業になります。

実施事業中の☆印は、総合振興計画関連事業（令和6《2024》年度時点）です。

|| 基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

コード：1000

障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。



基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

コード：1100

障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人とないとの交流に努め、相互の理解を深めます。

実施事業

★☆① 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発

コード：1101
«障害政策課»

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、民間事業者等に対する普及啓発活動を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組をより一層推進していきます。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【57%】	62%	64%	66%
「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】	74%	75%	76%

総合振興計画関連事業：06-2-1-01

★ ② 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施

コード：1102
«障害政策課»

障害当事者参画推進の観点から、障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を年に3回実施し、交換された意見を障害者政策委員会に報告します。また、それぞれの障害の特性に配慮した資料作成や開催方法を工夫するなど、障害種別や障害のあるなしに関係なく、より幅広い市民に参加していただき、十分な意見交換ができるように努めます。

☆③ ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施

コード：1103
«障害政策課»

障害者に対する理解を深めるとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の理念の普及啓発を図ることを目的として、ノーマライゼーションカップを開催するとともに、毎年12月3日から9日までの1週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、啓発イベントを実施します。

また、各種啓発イベントの場を活用し、障害者スポーツ体験などを通じ、障害のある人もない人も相互に親睦を深め、ボランティアなどとの交流を促進します。

開催に当たっては、学齢期から障害についての理解促進を図ることの重要性に鑑み、子どもたちを中心として、より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
各種啓発イベントの参加者数 【2,037人】	3,100人	3,200人	3,300人

総合振興計画関連事業：06-2-1-01

☆④ 人権に関する学習の推進

コード：1104

«人権教育推進室»

地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害のある人に対する人権問題などをテーマにした人権講演会を人権教育集会所（2館）で開催、生涯学習総合センター及び公民館（60館）での人権講座開催の支援により、62館すべてにおいて、人権に関する学習を推進します。

また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるように、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、障害の有無に関わらず、人権を尊重し合う教育を児童生徒に行います。

総合振興計画関連事業：04-1-2-09

⑤ 交流及び共同学習の推進

コード：1105

«特別支援教育室»

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むように交流及び共同学習を推進します。



⑥ 心の健康に関する理解促進

コード：1106

«こころの健康センター»

心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合 【アンケート未実施】	80%	80%	80%

⑦ 精神疾患に関する理解促進

コード：1107

«精神保健課»

精神疾患等をテーマとした講演会等を開催することで知識の普及啓発を行い、精神障害者の自立と社会参加及び精神疾患に関する理解促進を図ります。

⑧ 市職員の障害者への理解促進

コード：1108

«障害政策課»

市職員の障害に対する理解を深め、障害の特性に応じた適切な窓口等での応対や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。市役所全体に障害者への理解が広まるよう、数年かけて全職員の受講を目指すこととします。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
今までに研修を受講した職員（※）の全職員に対する割合 ※把握可能なH29年度以降の受講者を対象として算出 【19.1%】	25.0%	28.0%	31.0%

⑨ 公民館における障害に関する生涯学習の推進

コード：1109

«生涯学習総合センター»

障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、主に障害のない方を対象に障害をテーマとし障害について知る講座や、障害者に配慮した講座を全ての公民館（59館）で実施するなど、様々な学習機会を提供します。

基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

コード：1200

障害者の権利を守るために、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を引き続き実施します。また、障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんなど適切な支援を行います。

実施事業

★ ① 障害者差別への適切な対応、支援の実施

コード：1201

«障害政策課»

障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めるとともに、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の収集とその紹介等を行うとともに、民間事業者等が行う合理的配慮に要する費用の一部を補助するなど、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していきます。

★☆② 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施

コード：1202

«障害政策課»

障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。

また、市の職員が障害者に対して適切な応対をしていくための指針として策定したさいたま市職員対応要領を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【100%】	85%	90%	95%

総合振興計画関連事業：06-2-1-02



基本施策（3）障害者への虐待の防止

コード：1300

障害者の権利を守るために、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

実施事業

★☆① 障害者虐待への適切な対応、支援の実施

コード：1301

«障害福祉課»

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、障害者虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を活用して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
緊急に保護が必要な虐待事案が発生した際に、やむを得ない事由による措置又は緊急一時保護等事業を利用した場合の保護率 【100%】	100%	100%	100%

総合振興計画関連事業：06-2-1-02

★☆② 虐待の防止のための研修の実施

コード：1302

«障害福祉課»

埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されたことなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【98%】	85%	90%	95%

総合振興計画関連事業：06-2-1-02

③ 虐待事案等への対応力向上

コード：1303

«高齢福祉課、障害福祉課»

高齢・障害者権利擁護センターにおいて、各区役所の高齢介護課・支援課及び地域包括支援センター・障害者生活支援センターといった相談支援機関からの、虐待事案等への対応に関する相談に、医師や弁護士などを含め、専門的な見地からの助言を行います。また、相談支援機関の職員を対象に、虐待事案等への対応に資する研修を行います。



基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

コード：1400

判断能力が十分でないため契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を広く周知、啓発する取組を行います。

実施事業

① 成年後見制度の利用の促進

コード：1401

«高齢福祉課、障害福祉課»

「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中心核機関として、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
セミナーを受講した市民の人数(累計) 【484人】	750人	900人	1,050人
成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【267件】	280件	280件	280件
市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【60%】	80%	80%	80%

② 成年後見制度利用支援事業の実施

コード：1402

«障害福祉課»

判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。

|| 基本目標2 質の高い地域生活の実現

コード：2000

障害者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。

このため、障害者それぞれが必要とする保育や療育、教育の実施に当たっては、各関係機関が連携して支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりを進めます。また、増加傾向にある医療的ケア児と家族への適切で切れ目のない支援を通じて、「安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現」を目指します。

さらに、国や県等の専門機関と有機的に連携して、その人の障害の特性に応じた適切な相談先に繋ぐ支援も行っています。

また、障害者が自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするために、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。特に、障害者一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。



基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

コード：2100

障害者に対し、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。

また、障害者に対する教育については、障害者が生活する地域において受けることができるよう、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。

実施事業

① 乳幼児発達健康診査の実施

コード：2101

«地域保健支援課»

乳幼児健康診査や育児相談等で、身体発育・精神言語発達について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行います。

☆② 私立幼稚園等の特別支援事業の促進

コード：2102

«幼児・放課後児童課»

私立幼稚園等に通園する心身に障害のある幼児やその疑いのある幼児に対する特別支援教育の充実を図ります。特に対象の幼児がいる園については、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置、教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行います。

総合振興計画関連事業：06-2-1-02

☆③ 障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実

コード：2103

«幼児・放課後児童課、保育課、保育施設支援課»

保育者を対象とした専門知識を得るために研修の開催や巡回保育相談等の実施、私立幼稚園・保育所等において障害児等を受け入れる際に加配の保育者を配置するための人員費等を補助することにより、障害児等の受入れを促進します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
発達に遅れ等のある児童に支援を行う幼児教育・保育施設の数 【321 施設】	340 施設	350 施設	360 施設

総合振興計画関連事業：07-1-2-02

☆④ 医療的ケア児保育支援センター運営事業

コード : 2104

«保育課»

需要が高まる医療的ケア児の保育の充実を図るため、新たに「医療的ケア児保育支援センター」を開設し、医療的ケア児とその家族への支援、医療的ケア児保育の提供に関する保育施設への支援を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数 【5区】	9区	10区	10区

総合振興計画関連事業 : 07-1-2-02

☆⑤ 療育体制の強化と効果的な支援の推進

コード : 2105

«総合療育センターひまわり学園総務課・医務課、療育センターさくら草、**療育センターひなぎく**»

発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。

また、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられる環境を整備するため、医師による地域への支援を拡大します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
初診待ち期間 【57日】	35日	30日	30日
医師による地域支援活動数（診療以外） 【108回】	102回	104回	104回

総合振興計画関連事業 : 07-1-2-07

⑥ 心身障害児（者）特別療育費の補助

コード : 2106

«障害福祉課»

重症心身障害児（者）が入所している県内の施設に対し、直接処遇職員の人物費と貸おむつの費用の一部を特別療育費として補助することで、入所している重度心身障害児（者）の処遇の適正化を図ります。



★☆⑦ 発達障害児に対する支援の充実

コード：2107

«総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、
療育センターひなぎく、子ども家庭総合センター総務課»

発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るとともに、早期の発達相談や専門的な相談など必要な支援を行うため、発達障害児が日常生活を過ごす保育所、幼稚園及び療育施設等の職員に対して、専門職による支援を実施します。

また、養育者が抱く子どもの発達・発育上の「心配事」や、子ども自身の「困り感」に合わせた支援を行う「インクルーシブ子育て支援」について理解を広げるため、保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に地域の子育て支援力の向上を目的とした研修を年に6回実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
療育施設等へ実施した支援内容の活用度 【98.3%】	84%	86%	86%

総合振興計画関連事業：07-1-2-07

★☆⑧ 発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設

コード：2108

«特別支援教室»

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるよう、発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
発達障害・情緒障害通級指導教室の新增設数 【3教室】	3教室	3教室	—

総合振興計画関連事業：04-1-2-05

⑨ 相談支援体制の充実

コード：2109

«特別支援教室»

障害のある児童生徒が適切な支援を受けられるように特別支援教育相談センターにおいて、就学や発達の相談・支援を行います。

★☆⑩ 発達障害者に対する支援の充実

コード：2110

«障害者総合支援センター»

その人らしい自立を考える機会とする「学生向けキャリア形成支援事業」を行うとともに、発達障害者の社会参加を推進するため、「発達障害者社会参加事業」を実施し、発達障害者の日中体験活動の場、交流や仲間づくりを行う場等を提供し、社会参加意欲の向上や社会からの孤立の予防を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
発達障害者社会参加事業利用登録者で、支援プログラムや講座に年2回以上参加できた当事者の割合 【76%】	72%	72%	72%

総合振興計画関連事業：06-2-1-05

基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援

コード：2200

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスや手当等を支給するなど、障害者の自立の助長とその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。

実施事業

★ ① 障害者（児）への福祉サービスの充実

コード：2201

«障害福祉課»

障害者（児）が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実を図ります。

※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、「第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。

★☆② 障害福祉サービス事業所等の整備の促進

コード：2202

«障害政策課»

国庫補助金を活用し、特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。特に、重度障害者が利用する生活介護を行う障害福祉サービス事業所の整備を促進します。また、障害者の家族等の負担を軽減するため、短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めます。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所等の整備人数 【0人】	40人	40人	40人

総合振興計画関連事業：06-2-1-03

③ 指導監査の実施

コード : 2203

«監査指導課»

自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等に対し、人員、設備及び運営に関する基準等について指導監査を実施します。特に、実地指導未実施の事業所に重点を置き、運営早期のうちに指導を行い、過誤等の長期化防止を図ります。

④ 心身障害者医療費の給付

コード : 2204

«障害福祉課»

心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1～3級所持の方、療育手帳Ⓐ・A・B所持の方、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。

⑤ ふれあい収集の実施

コード : 2205

«資源循環政策課»

一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができず、
かつ身近な人等の協力が困難な市民の方は、自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。

⑥ 聴覚障害者のための社会教養講座の実施

コード : 2206

«生涯学習振興課»

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
アンケートで生活に役立つ知識の習得や情報交換ができると回答する方の割合 【90.4%】	92%	94%	96%



★☆⑦ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

コード：2207

«障害福祉課、こころの健康センター、精神保健課»

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、地域ごとの精神科医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。

併せて、地域の支援者を対象とした研修会を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訪問支援（アウトリーチ）実施地域の拡大と継続実施 【6区実施】	10区実施	継続実施	継続実施

総合振興計画関連事業：06-2-1-09

⑧ 精神科救急医療体制整備事業の実施

コード：2208

«保健衛生総務課»

夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で民間医療機関の輪番制による精神科救急医療体制整備事業を実施します。

☆⑨ ひきこもり対策推進事業の実施

コード：2209

«こころの健康センター»

「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話・面接等による専門相談を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。

また、ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援するリレートーサポーターを養成し派遣するほか、ひきこもり当事者を対象としたグループ活動を実施し、社会参加に向けた日常生活における様々なスキルを身に付けるための支援等を行います。

総合振興計画関連事業：03-1-1-05

⑩ 依存症対策地域支援事業の実施

コード : 2210

« こころの健康センター »

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。

⑪ 家族教室の開催

コード : 2211

« 精神保健課 »

統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症による症状や障害及び家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
参加者アンケートによる理解度 【81.3%】	85%	85%	85%

★ ⑫ 高次脳機能障害の相談支援と普及啓発

コード : 2212

« 障害者更生相談センター »

高次脳機能障害者（児）及び家族等を対象に関係する支援機関と連携を図りながら、福祉サービスや医療機関等の情報提供、障害や病状の理解など必要な相談支援を行うとともに、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。また、地域相談会やグループ活動、家族教室を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対処方法の充実を図ります。

⑬ 発達障害児の家族等に対する支援の充実

コード : 2213

« 障害政策課、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、
療育センターひなぎく »

保護者向けの支援として、障害児の行動を理解し、その対応方法の習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニング、発達障害児を育ててきた同じ立場の保護者が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。



⑭ 在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業 コード：2214
«障害福祉課»

医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。

⑮ 日中一時支援事業における夕方支援の実施 コード：2215
«障害福祉課»

保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の利用先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市内事業所における夕方支援実施事業所数 【4事業所】	6 事業所	7 事業所	8 事業所

⑯ 障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施 コード：2216
«障害福祉課»

ケアラー支援を担う障害者生活支援センター職員向けに研修を実施し、ケアラー支援人材の育成に努めます。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
参加者アンケートによるケアラーへの理解が深まったと回答した割合 【アンケート未実施】	90%	90%	90%

⑰ 学校における教職員、専門職向けの研修実施 コード：2217
«総合教育相談室»

教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。

⑯ 電話による相談支援

コード : 2218

«いきいき長寿推進課»

専門的な知識を備えた職員が、様々な悩みや心配事、不安を抱えたケアラーからの相談に応じ、情報提供や傾聴を行い、関係機関や専門窓口と連携して必要な支援を実施します。

⑰ 子ども家庭総合拠点による相談支援

コード : 2219

«子ども家庭支援課»

各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点において、ヤングケアラーを含め子どもやその家庭に関する相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。

㉑ ケアラー支援に関する広報・啓発

コード : 2220

«福祉総務課»

ケアラーの認知度向上を図り、ケアラー支援に関する理解を深めるため、市報、市ホームページ、SNS、チラシ、ポスター等の様々な媒体を通じて、相談窓口や支援策に関する情報等を積極的に発信するとともに、事業者、関係機関等とも連携を図ることで、効果的かつ一体的な広報・啓発を実施します



基本施策（3）障害者の居住場所の確保

コード：2300

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、障害者の住まいの確保や、支援を行います。

実施事業

★☆① グループホームの整備の促進

コード：2301

«障害政策課»

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者や入所施設等からの地域移行を希望する障害者を受け入れるグループホームの民間整備を促進します。また、不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
グループホームの定員数 【1,205人】	1,600人	1,800人	2,000人
市内グループホームの重度障害者受入定員数 【重度障害者受入定員数：75人】	10人増	10人増	10人増

総合振興計画関連事業：06-2-1-03

② 障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施

コード：2302

«障害福祉課»

障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。

③ 市営住宅における障害者などへの入居優遇

コード：2303

«住宅政策課»

市営住宅への入居を希望する障害者への入居優遇措置を行い、入居者の暮らしやすさを考慮した運用を図ります。

④ 民間賃貸住宅への入居支援

コード：2304

«住宅政策課»

高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。

⑤ 居宅改善整備費の補助

コード：2305

«障害福祉課»

肢体不自由の方の暮らしを支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。



基本施策（4）相談支援体制の充実

コード：2400

障害者やその家族等（ケアラー）が、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう、各種相談窓口を設置するとともに、各種相談窓口に関する周知を図ります。

また、障害者の意思決定支援を踏まえ、障害者が自ら主体的に福祉サービス等を選択できるよう、様々な障害の特性に応じて、国や県等の専門機関などの関係機関と有機的な連携を図るとともに、地域のネットワークを活用し、相談支援に携わる支援者の質の向上を図るなど、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

実施事業

☆① 地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実

コード：2401

«障害福祉課»

地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域の実情や課題について関係機関が情報を共有し、課題の解決に取り組んでいく場として、障害者支援地域協議会等を活用するなど、相談支援体制の充実を図ります。

また、障害者相談支援指針を周知、活用し、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者支援地域協議会を10区に設置 【5区】	8区	10区	—

総合振興計画関連事業：06-2-1-04

② 精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催

コード：2402

«こころの健康センター»

地域の精神保健福祉活動に携わる支援者と当事者や家族も含めた連携を推進するため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。

★ ③ 障害者生活支援センターの充実

コード : 2403

«障害福祉課»

障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直しや基幹相談支援センターを中心とした機能の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
基幹相談支援センターを10区に整備 【5区】	8区	10区	—

④ 精神保健福祉に関する相談の実施

コード : 2404

«精神保健課、こころの健康センター»

精神保健課・各区役所保健センターでは、市民の身近な相談機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。さらに、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センター・障害者生活支援センターなどの関係機関と連携を図ります。

こころの健康センターでは、依存症・自殺関連、ひきこもり、思春期等こころの健康に関する様々な相談に対応します。

⑤ 障害者相談員の設置

コード : 2405

«障害福祉課»

地域において身体、知的、精神、発達障害及び難病当事者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、相談支援を行います。必要な研修を受講し資質の向上に努め、身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所や障害者生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。また、各区役所支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図るとともに、障害のある方やその家族等が参加するイベント等において、事業の周知に努めます。



⑥ 聴覚障害者相談員の設置

コード：2406

«障害福祉課»

聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、ホームページ等を活用し、事業の周知啓発に努めます。

⑦ 福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実

コード：2407

«福祉総務課・生活福祉課»

複雑化・複合化した課題等を抱える相談者（当事者及びそのケアラーを含む）に対応するために、区役所福祉課内に設置した福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行うほか、関係者間における情報共有や支援方針を検討する支援会議を主催するなど、課題解決に向けた支援を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
アンケートによる相談者の満足度 【92.6%】	80%	90%	90%

総合振興計画関連事業：06-2-2-01

基本施策（5）人材の確保・育成

コード：2500

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。

あわせて、障害者の意思決定支援を踏まえた多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成・定着を図ります。

また、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保や移動支援、代読・代筆支援、資料を作製する人材の育成等を行うことで、聴覚障害者等のコミュニケーションの支援や視覚障害者等の移動や情報アクセス、読書環境のアクセシビリティを高めます。さらに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

実施事業

★ ① 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援

コード：2501

«障害政策課»

障害福祉分野に関わる人材確保を図るため、民間事業者や関係機関等と連携して就職面談会を実施します。また、障害福祉の魅力を発信するため、イベント等で普及啓発を行います。

障害福祉分野に関わる人材の職場定着を図るため、福祉・介護職員の安定的な待遇改善などを目的に創設された「福祉・介護職員待遇改善(特別)加算」、「福祉・介護職員等特定待遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」について、障害福祉サービス事業所に対して窓口や事業所全体への集団指導の場で周知啓発を行います。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就職面談会の来場者数 【25人】	40人	50人	60人



★ ② 手話講習会の開催

コード：2502

«障害福祉課»

聴覚障害者にとって大切な言語である手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話奉仕員・手話通訳者養成講習会を開催します。

また、受講者の募集方法を工夫するなど受講機会を拡大し、手話通訳者の増員を図ります。

なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。

- ・手話奉仕員養成講習会（入門コース） 定員40名、4会場
- ・手話奉仕員養成講習会（基礎コース） 定員35名、4会場
- ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰコース） 定員20名、2会場
- ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅱコース） 定員20名、2会場
- ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅲコース） 定員20名、2会場

★ ③ 要約筆記者養成講習会の開催

コード：2503

«障害福祉課»

聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）を開催します。

なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。

- ・要約筆記者養成講習会（手書き） 定員20名、1会場
- ・要約筆記者養成講習会（P C） 定員20名、1会場

④ 市職員に対する手話等の研修の実施

コード：2504

«障害政策課、障害福祉課»

市職員の聴覚障害者への理解と人権意識を深めることを目的として、聴覚障害者への応対力を高める手話の実技研修や聴覚障害者の問題や生活について考える特別講演を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実技研修合計参加者数 【23人】	25人	27人	30人

☆⑤ 高次脳機能障害に関する職員研修の実施

コード：2505

«障害者更生相談センター»

高次脳機能障害の支援に携わる職員のスキルアップを目的とした研修会を実施します。

総合振興計画関連事業：06-2-1-04

⑥ 精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施

コード：2506

«こころの健康センター»

区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
研修受講者へのアンケートによる役立ち度の割合 【アンケート未実施】	80%	80%	80%

☆⑦ 特別支援教育に関する教職員研修の実施

コード：2507

«教育研究所»

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念を含めた教職員向けの特別支援教育に関わる研修を実施します。講義や演習を通して、障害の特性に応じた適切な指導の充実を図り、ノーマライゼーションの理念の啓発とそれを踏まえた指導力の向上を図ります。また、研修内容を校内研修や会議等で周知するよう、積極的に働きかけます。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
受講者アンケートにおいて研修内容について理解する（意識を高める）ことができたと回答する方の割合 【87.1%】	88%	88%	88%

総合振興計画関連事業：04-1-5-01

**⑧ 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上**

コード：2508

«特別支援教育室»

教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図り、共生社会の形成を目指し、市立学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当者、通級指導教室担当者を対象として、年間計20回の研修を実施することで、学校の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

⑨ 視覚障害者等用資料を作製する人材の育成

コード：2509

«中央図書館資料サービス課»

点字資料、点訳絵本、デイジー図書などの視覚障害者等用資料を作製するボランティアを育成するため、講習会等を実施します。

⑩ 保健福祉の専門的人材の養成・確保

コード：2510

«福祉総務課»

質の高い福祉サービスの供給を目指し、より高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の確保に努めていくために、市社会福祉協議会の地域福祉情報・研修センターと連携し、センターの機能充実を図ります。

⑪ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施

コード：2511

«障害政策課»

発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、埼玉県と共同して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施します。

|| 基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

コード：3000

全ての人が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められています。障害のある人とない人が、あらゆる分野で共に活動するためには、それぞれの障害の特性に対する理解を前提とし、アクセシビリティに配慮した支援や環境の調整が必要です。

また、地域社会における就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人も、障害のない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援することが必要です。

障害に関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。



基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実コード：3100

様々な障害の特性により意思疎通や情報取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や代読・代筆支援等の情報取得のために必要な配慮を行います。

また、市からのお知らせや行政サービス、イベントなどの情報提供に当たっては、ホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。

さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が制定されたことを踏まえ、図書館において提供する書籍等については、視覚障害をはじめとした発達障害、肢体不自由等の障害により、読書が困難な方に対する配慮がなされた書籍等の量的拡充及び質の向上を図ります。

実施事業

★ ① 障害者等に配慮した情報提供

コード：3101

«障害福祉課、広報課»

障害者やその家族が利用できる福祉サービス等の情報を、各障害別に整理するなど、わかりやすく記載したガイドブックを作成し、区役所での冊子版の配布やホームページへの掲載により、障害者福祉施策の周知を図ります。また、**障害特性**に配慮した媒体により**ガイドブックや市報さいたまを発行・公開**します。

さらに、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方沿ったガイドライン（日本産業規格JIS X 8341-3等）に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。

② 聴覚障害者への情報提供の充実

コード：3102

«障害福祉課»

聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談等を行う際や、研修、会議等の参加時などに、円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、関係機関等と連携を図りながら、情報提供を行います。

③ 視覚障害者への情報提供の充実

コード : 3103

«障害福祉課»

点字図書館を通じて、新聞、雑誌、広報などの必要な情報を定期的に点訳、音訳して個別に提供するとともに、市内各区の情報や見どころを配置するなどして、視覚障害者への情報提供の充実を図ります。

★ ④ 選挙時の情報提供

コード : 3104

«選挙課»

さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声データをカセットテープ及びデイジーCD形式で希望者に配布するとともに、デイジーCDを市内図書館及び各区選挙管理委員会事務局に設置します。加えて、同音声データ及び読み上げ可能なPDFを市ホームページで公開することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。

また、各投票所にコミュニケーションボードを設置するなど、さまざまな障害に応じた投票環境の向上を図ります。

⑤ 障害者用資料の収集と作製の充実

コード : 3105

«中央図書館資料サービス課»

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいうように図書館ホームページのアクセシビリティを高めます。

また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、デイジー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

さらに、さいたま市図書館が作製した点字資料、デイジー資料の視覚障害者等用データを国立国会図書館に提供し、活字をそのままでは利用できない方がダウンロードして利用できるようにします。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
所蔵数（デイジー図書、点字資料、点訳絵本） 【2,443 タイトル】	2,470 タイトル	2,495 タイトル	2,520 タイトル



⑥ 図書館資料へのアクセスの確保

コード：3106

«中央図書館資料サービス課»

図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、PRを強化し、利用者数、貸出点数を拡大します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
宅配（郵送）サービス登録者数 【61人】	63人	65人	67人
宅配（郵送）サービス貸出点数 【549点】	560点	570点	580点

基本施策（2）障害者の就労支援

コード：3200

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細やかな支援を実施します。さらに、障害特性やニーズに合わせて、適切な機関につなぐ支援を行います。

また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

実施事業

★☆① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実

コード：3201

«障害者総合支援センター、労働政策課»

障害者総合支援センターを拠点として、就労を希望する障害者や就労している障害者が安心して働き続けるための支援を行います。

個々の障害の特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と有機的な連携を図り、就労への支援を行います。また、障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。

さらに、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、就労の相談や職場環境の調整を行い、職場定着における支援の充実を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
企業開拓により、事業者が新規に障害者雇用を始めた件数【1件】	2 件	2 件	2 件
障害者総合支援センター登録者の就労増員数 【74人】	93 人	94 人	95 人
受入協力企業での実習件数 【35件】	48 件	49 件	50 件

総合振興計画関連事業：06-2-1-07

② 障害者就職面接会支援事業

コード：3202

«障害福祉課、障害者総合支援センター»

障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉労働局、埼玉県等と協力して、「障害者就職面接会」の開催を支援します。



★☆③ 障害者優先調達の推進

コード：3203

«障害福祉課、障害者総合支援センター»

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者就労施設等からの調達件数 【256件】	240件	245件	250件

総合振興計画関連事業：06-2-1-07

★☆④ 自主製品販売事業の活性化

コード：3204

«障害福祉課、障害者総合支援センター»

障害に対する理解の促進及び障害者の生産活動の活性化を図るため、市民が多く集まるイベント等への出店など、障害者の自主製品の販売の機会の創出に取り組みます。

また、サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）での販売に対する支援を実施し、障害者が作るハートフルグッズのイメージアップを図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）の掲載事業所数 【11事業所】	12事業所	13事業所	14事業所

総合振興計画関連事業：06-2-1-07

⑤ さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援

コード：3205

«人事課、教育総務課、障害者総合支援センター»

さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者の雇用者数 【22人】	21人	21人	21人
退職時の民間企業等への就職率 【63%】	100%	100%	100%

⑥ 重度障害者等の就労支援事業

コード：3206

«障害福祉課»

重度障害者の日常生活に係る支援を就労中にも行うことで、重度障害者等の就労機会の拡大に取り組みます。



基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

コード：3300

公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の主旨を踏まえるとともに、日本産業規格等に準拠したバリアフリー化に努め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、アクセシビリティに配慮した誰もが快適に安心して利用できるものに整備していきます。

実施事業

① ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発 コード：3301

«都市経営戦略部»

ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向けの研修や庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合 【アンケート未実施】	90%	90%	90%

☆② 福祉のまちづくりの推進

コード：3302

«福祉総務課»

高齢者、障害者等をはじめとする誰もが安心して、心豊かに暮らすことができるまちの実現のために、ハード面における整備基準に基づく審査を行うほか、市内の中学校において、障害のある方や市福祉関係団体、PTA・保護者等と連携し、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりを共に学び合う「さいたま市福祉のまちづくりモデル地区推進事業」を実施するなど、ソフト面における「心のバリアフリー」を推進します。

総合振興計画関連事業：06-2-1-08

☆③ バリアフリー化の推進

コード：3303

«交通政策課、都心整備課»

さいたま市バリアフリー基本構想に基づき、事業者や教育機関等と連携し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

ホームドア未設置の市内駅については、事業者に対して、ホームドア設置に対する補助や早期設置の要望を実施します。

また、さいたま新都心のけやきひろばに設置された「さいたま新都心ふれあいプラザ」においては、車いす体験、白杖体験などのバリアフリーライドをとおし、支え合いの心を醸成・発信することで、すべての人が安心して快適に活動できるまちづくりを推進します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
バリアフリー設備の補助 【京浜東北線大宮駅のホームドア整備着手】	市内駅の ホームド ア早期設 置を要望	市内駅の ホームド ア早期設 置を要望	市内駅の ホームド ア早期設 置を要望

総合振興計画関連事業：09-2-3-03

☆④ ノンステップバスの導入促進

コード：3304

«交通政策課»

高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ノンステップバスの導入率 【74.7%】	70%	70%	—

総合振興計画関連事業：09-2-3-03

☆⑤ 公園リフレッシュ事業の実施

コード：3305

«都市公園課»

さいたま市福祉のまちづくり条例に基づくみんなのトイレの整備（建替・新設）など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
「みんなのトイレ」整備箇所数 【2か所整備】	1か所	1か所	1か所

総合振興計画関連事業：09-2-1-05



基本施策（4）外出や移動の支援

コード：3400

障害者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって暮らせるよう、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

また、必要なサービスが利用できるよう、各種サービスに関する周知を図ることで、障害者の社会参加を促進します。

実施事業

★☆① 外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進

コード：3401

«障害福祉課»

事業所等に対し広く周知啓発を行い、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために移動介護を行う事業への参入を促すことで、外出が困難な障害者（児）の社会参加を促進します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
移動支援事業所数 【163事業所】	2事業所増	2事業所増	2事業所増

総合振興計画関連事業：06-2-1-06

② 福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施 コード：3402

«障害福祉課»

重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。

③ 自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助

コード：3403

«障害福祉課»

就業等を行う身体障害者の自動車免許取得に要する費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。

④ リフト付き自動車の貸出し

コード：3404

«障害福祉課»

障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。

基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

コード：3500

障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動への参加を促進します。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、様々な障害の特性に応じて、障害者が文化芸術を鑑賞、発表をする機会の充実に努めます。

実施事業

① 障害者文化芸術活動の推進

コード：3501

«障害政策課、文化振興課»

障害者の文化芸術活動を奨励することにより、障害者の生きがいづくりや社会参加を推進するとともに、その作品等を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。

また、関係機関と連携しながら、障害者の文化芸術に関する情報提供や、必要に応じて障害福祉サービス事業所等に対してあっせん等を行います。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
「障害者週間」市民のつどいでの出品作品数 【27作品】	40作品	50作品	60作品
各種啓発イベントでのステージ発表当事者団体の数 【9団体】	5団体	5団体	5団体

② 全国障害者スポーツ大会への参加

コード：3502

«障害政策課»

競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。



③ スポーツ教室の充実

コード：3503

«障害政策課»

スポーツを通じて、障害者の社会参加の促進や健康増進を図るため、スポーツ教室を実施します。開催にあたっては、より幅広い方が参加できるよう、教育委員会と連携し小中学校の特別支援学級等への訪問型の開催を行うなど内容の充実を図ります。

④ 市立施設の使用料減免

コード：3504

«障害福祉課»

経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用に関わる市の施設の使用料を減免します。

|| 基本目標4 障害者の危機対策

コード : 4000

災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策は、これまで防災意識向上のための普及・啓発活動や避難行動要支援者名簿の作成、避難場所の体制整備、意思疎通に支障がある方への支援などといった取組を進めてきました。

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症のまん延等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、実際に有効に機能する災害時等の対策については、本市においても大きな課題と認識し、発災時に障害者が安全かつ速やかに避難するための支援や意思疎通及びアクセシビリティに関する支援や避難所での安定した避難生活の確保、様々な媒体を活用した情報発信など、障害に応じた適切な配慮等の支援が提供できるよう対策を進める必要があります。

また、日常生活における救急や消費者トラブルなどの緊急時等についても、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行います。



基本施策（1）防災対策の推進

コード：4100

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、災害時等において障害者に対し、必要な情報や適切な支援が提供できるよう、SNSなどの様々な媒体を活用した迅速な情報提供や避難所の整備など各種取組を進めます。

また、地域における防災対策の推進を図るため、災害時において要配慮者となる障害者等に対し必要な支援や配慮を行えるようにするために策定した「災害時要配慮者支援マニュアル」や、自治会・自主防災組織や民生委員による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。

実施事業

★☆① 防災知識等の普及・啓発

コード：4101

«防災課、障害政策課、福祉総務課»

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要配慮者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、障害特性に配慮した媒体を含む防災ガイドブックを全戸配布し、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災・緊急時安心カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、家具の転倒防止や緊急避難場所・避難所の把握、近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画等の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率 【97%】	100%	100%	100%

総合振興計画関連事業：10-1-2-01

★☆② 要配慮者の避難支援対策の推進

コード : 4102

«防災課、福祉総務課»

要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
福祉避難所開設訓練の実施回数 【24回】	25回	24回	25回

総合振興計画関連事業 : 10-1-2-05

★☆③ 避難行動要支援者名簿の活用

コード : 4103

«防災課、障害福祉課、福祉総務課»

避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。併せて名簿を新規で渡す際に同封する案内の見直しを適宜行うとともに、名簿を活用した訓練を実施するなど、より一層名簿の活用を促進します。

また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した自主防災組織数 【544組織※】 ※市内自主防災組織数:792組織(令和4年度末時点)	640組織	700組織	700組織

総合振興計画関連事業 : 10-1-2-04



★☆④ 災害時等における確実な情報の発信

コード：4104

«防災課»

災害時等における情報伝達にあたり、障害の特性に応じ多様な情報収集手段を確保するため、また、障害者の避難誘導を支援する市民等への適切な情報伝達を行うため、防災行政無線放送やテレビといった手段に加え、メールやアプリ、災害時防災情報電話サービス等のＩＣＴを活用した情報伝達システムを整備し、適切に運用します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
防災行政無線メール、災害時防災情報電話サービス事業等、避難情報を受領できるサービス登録者数 【累計登録者数 45,410 件】	57,000 件	64,000 件	64,000 件

総合振興計画関連事業：10-1-2-01

★☆⑤ 防災訓練への障害者の参加

コード：4105

«障害福祉課、防災課»

市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。

また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する理解を深める訓練を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訓練参加者（障害者に対応する訓練の参加者）を対象にアンケートを実施し、障害及び障害者への理解度調査 【98%】	90%	90%	90%
各区避難所運営訓練への障害者の参加者数 【3人】	30人	30人	30人

総合振興計画関連事業：10-1-2-05

基本施策（2）防犯等の対策

コード：4200

障害者が地域社会において安心して暮らせるよう、緊急時や防犯等の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。

実施事業**① 障害者支援施設等の防犯対策事業**

コード：4201

«障害政策課»

国庫補助金を活用し、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。

また、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、防犯意識の向上を図るため、警察等と連携した研修を実施します。

② 緊急通報システムの設置

コード：4202

«障害福祉課»

重度障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置します。

③ インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信 コード：4203

«指令課»

いつ起こるか判らない災害に対し、発声による119番通報が困難な方を対象とした災害通報方法として、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能やメール機能、ファクスを活用し、障害者が消防機関へ緊急通報する際に、文字による確実な通報受信を行います。

☆④ 緊急時安心キット配布事業

コード：4204

«救急課»

救急車の要請に際し、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を保管して、円滑な救急搬送につなげるための緊急時安心キットの広報を行うとともに、無料で配布します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
緊急時安心キットの広報の人数 【39,432人】	16,000人	16,000人	—

総合振興計画関連事業：10-1-3-07



☆⑤ 消費者行政の推進

コード：4205

«消費生活総合センター»

障害者の消費者被害の未然防止のため、障害者関係機関と連携し、出前講座の実施やチラシ配布等、様々な場で情報提供、普及啓発を行います。

また、消費者被害への支援のため、相談者の必要に応じて筆談等による消費生活相談を実施します。

総合振興計画関連事業：05-1-3-02

第3章

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

1 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和8（2026）年度末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。

【国指針】

- ・令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減

目標値	設定の考え方	
令和8年度末までの 地域生活移行者数	42人	令和4年度末時点の施設入所者数(708人)の 6%が地域生活へ移行
令和8年度末の 施設入所者数	661人	令和4年度末時点の施設入所者数(708人) から6.6%削減

【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】

ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していく支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。



(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。

【国指針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：
325.3日以上
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数の令和8年度末の全国の目標値を設定
- ・令和8年度における退院率を3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上

目標値	設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上） 348人 ・令和8年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満） 265人 	国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に国指針に即して設定 目標値は、令和4年度精神保健福祉資料（630調査）結果からの推計値

※前期計画における実績は、11ページ参照。

【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】

国の指針を踏まえ、精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、モデル事業を通じて蓄積した手法を活かして、地域ごとに精神科等医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。併せて、地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。

なお、埼玉県における目標値は、次のとおりとなっています。



【参考：埼玉県における目標値】

- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)：3,325人
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)：2,024人
- 精神病床における入院後3か月時点の退院率：68.9%
- 精神病床における入院後6か月時点の退院率：84.5%
- 精神病床における入院後1年時点の退院率：91.0%
- 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上



(3) 地域生活支援の充実

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことと、強度行動障害を有する者に関しては各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることしています。

【国指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためにには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目 標 値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	地域自立支援協議会の場を活用する

【地域生活支援の充実に向けた取組】

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

強度行動障害を有する者の支援体制の充実に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して、支援ニーズの調査や課題把握を進めます。また、受入先となる生活介護などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（※）を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

（※）就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

【国指針】

- ・令和8年度までに、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・令和8年度までに、就労移行支援から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.31倍以上
- ・令和8年度までに、就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.29倍以上
- ・令和8年度までに、就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

目 標 値		設定の考え方
令和8年度の一般就労移行者数	336人	令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和3年度実績値（262人）の1.28倍
令和8年度の一般就労移行者数（就労移行支援）	277人	令和8年度の就労移行支援から一般就労への移行者数 令和3年度実績値（211人）の1.31倍
令和8年度の就労移行支援事業所の割合（就労移行支援）	5割	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
令和8年度の一般就労移行者数（就労継続支援A型）	44人	令和8年度の就労継続支援A型から一般就労への移行者数 令和3年度実績値（34人）の1.29倍



目 標 値		設定の考え方
令和8年度の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	22人	令和8年度の就労継続支援B型から一般就労への移行者数 令和3年度実績値(17人)の1.28倍
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	429人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数 令和3年度実績値(199人)の2.16倍
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	2割5分	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用する体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置をすることとしています。

【国指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。また、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする
- ・令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする
- ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。各都道府県、各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする
- ・令和8年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする



目 標 値		設定の考え方
令和8年度末までに児童発達支援センターの設置数	6か所	令和4年度末時点の設置数（6か所）を維持
令和8年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	24か所	令和4年度末時点の設置数（24か所）を維持
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	6か所	令和4年度末時点の事業所数（6か所）を維持
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	一 (設置済)	協議の場として地域自立支援協議会を活用
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	10区に配置	令和4年度末時点のコーディネーター配置区数（9区）に1区追加
令和8年度末までに障害児入所施設に入所している児童の18歳以降の移行調整に係る協議の場を設置	設置	協議の場として地域自立支援協議会を活用

【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るために協議の場を設け、各区にコーディネーターを配置します。さらに、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、次の環境へ円滑に移行できるための協議の場を設置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、基幹相談支援センターの設置により地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとしています。

【国指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

目標値	設定の考え方	
令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置	10か所	令和5年度時点の設置数(6か所)に4か所追加

【相談支援体制の充実・強化等に向けた取組】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、取組に必要な協議会の体制を確保します。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。

【国指針】

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

目 標 値	設定の考え方	
サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制	検討	地域自立支援協議会の場を活用して、検討する

【障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組】

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービスの質を向上させるための体制について検討を行います。

2 訪問系サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込量

本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は、一定の伸びがあるため、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分1以上の人人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人人が対象となります。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。



⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

これまで利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度1名を見込みます。

表 訪問系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	時間分	32,192	33,868	28,246	37,486	39,438	41,491
	人	1,554	1,601	1,681	1,699	1,751	1,804
②重度訪問介護	時間分	33,904	36,292	46,857	41,584	44,513	47,649
	人	77	84	115	100	109	119
③同行援護	時間分	2,987	3,231	3,276	3,780	4,089	4,423
	人	146	161	160	196	216	238
④行動援護	時間分	4,739	4,968	6,217	5,460	5,724	6,000
	人	161	167	179	180	186	193
⑤重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	60	60	60	60
	人	0	0	1	1	1	1

(2) 訪問系サービスの確保方策

サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、人材確保に向けて取り組むなど事業者の運営の適正化を図ります。

引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

3 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人人が対象となります。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営むまでの身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

第6期障害福祉計画期間の利用状況をみると、自立訓練（機能訓練）の利用実績は見込量を上回って増加しています。引き続き必要な支援が行えるよう、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

第6期障害福祉計画期間の利用状況をみると、自立訓練（生活訓練）の利用実績は見込量を上回っています。これまでの利用実績や、今後の入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校を卒業した人等の利用を適切に見込み、地域生活への円滑な移行や地域生活の維持の支援につながる量的確保に努めます。

④ 就労選択支援

「就労選択支援」は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

これまでの就労系サービス新規利用者実績に基づき、見込量を設定します。

⑤ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。



⑥ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑦ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

就労継続支援（A型）同様、これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑧ 就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑨ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人に対して必要なサービスです。

これまでの利用実績から見込量を設定します。

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

「短期入所（福祉型・医療型）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

これまでの利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を設定します。あわせて、利用者や家族等の負担を軽減するため、国庫補助金を活用した短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めるなどの量的確保を図ります。

表 日中活動系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①生活介護	人日分	39,493	40,023	43,305	41,104	41,656	42,215
	人	2,030	2,071	2,244	2,156	2,199	2,243
	内、重度障害者	人	—	—	922	1,016	1,120
②自立訓練 (機能訓練)	人日分	800	888	1,108	1,094	1,214	1,348
	人	113	127	135	160	180	203
③自立訓練 (生活訓練)	人日分	1,731	2,198	1,388	3,544	4,500	5,714
	人	117	157	89	283	379	509
④就労選択支援	人日分	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	118	133	150
⑤就労移行支援	人日分	8,373	8,651	7,550	9,235	9,542	9,858
	人	487	506	453	546	568	590
⑥就労継続支援 (A型)	人日分	10,594	10,260	17,570	9,623	9,320	9,026
	人	554	540	903	513	500	487
⑦就労継続支援 (B型)	人日分	24,582	26,747	28,104	31,666	34,455	37,489
	人	1,583	1,774	1,792	2,228	2,497	2,798
⑧就労定着支援	人	199	232	232	315	368	429
⑨療養介護	人	88	87	93	85	84	83
⑩短期入所 (ショートステイ)	人日分	2,868	2,825	3,299	2,741	2,701	2,662
	人	358	370	724	395	409	423
(福祉型)	人日分	2,674	2,644	2,557	2,585	2,556	2,527
	人	320	329	512	348	358	368
(医療型)	内、重度障害者	人	—	—	52	54	56
	人日分	195	181	742	156	145	134
	人	38	41	212	48	51	56
内、重度障害者	人	—	—	—	191	220	252

(2) 日中活動系サービスの確保方策

今後もサービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により、いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。



4 居住系サービスの見込量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で非常に需要が見込まれることから、グループホームの民間整備をより一層推進します。また、障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者等を受け入れるグループホームの整備を促進します。

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

④ 地域生活支援拠点等

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を行うことで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。さいたま市では、地域自立支援協議会の場を活用し、関係機関と連携して地域生活支援拠点等における機能の充実、コーディネーターの役割の明確化や配置に向けて協議を行い、また、支援の実績等を踏まえて検証及び検討を行います。

表 居住系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①自立生活援助	人	14	20	10	41	58	83
②共同生活援助	人	826	947	1,100	1,245	1,427	1,636
③施設入所支援	人	714	703	747	682	671	661
④地域生活支援 拠点等	－	整備	整備	整備	整備	整備	整備
④地域生活支援 拠点等のコーディネーター配置 人数	人	－	－	－	地域自立 支援協議 会で協議	地域自立 支援協議 会で協議	地域自立 支援協議 会で協議
④地域生活支援 拠点等における 機能の検証及び 検討の実施回数	回	－	－	－	1	1	1

(2) 居住系サービスの確保方策

障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、事業者間の交流を促進することにより、事業者の運営の適正化を図ります。

また、障害者が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し、障害者施策や障害者に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。



5 相談支援サービスの見込量と確保の方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。

サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。

② 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。

これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。

③ 地域定着支援

地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。

これまでの利用実績や今後の地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。

表 相談支援サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①計画相談支援	人	1,052	1,103	1,346	1,212	1,271	1,333
②地域移行支援	人	4	2	10	2	2	2
③地域定着支援	人	17	15	20	12	10	9

(2) 相談支援サービスの確保方策

事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。

6 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援等の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

平成30（2018）年度から実施されている事業であり、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画期間の利用状況をみると、実績が見込量を大きく下回っていることから、利用実績に基づき見込量を設定します。

⑤ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

現状の入所者数を見込み量として設定します。



⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要であり、これまでの利用実績から、見込量を設定します。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置を行います。

表 障害児通所支援等の実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①児童発達支援	人日分	11,857	14,311	17,509	20,848	25,163	30,370
	人	1,336	1,619	1,943	2,378	2,881	3,491
【①に統合】 医療型児童発達支援	人日分	360	323	382	—	—	—
	人	50	48	71	—	—	—
②放課後等 デイサービス	人日分	29,185	32,988	34,133	42,145	47,637	53,844
	人	2,390	2,745	2,692	3,621	4,159	4,777
③保育所等訪問支援	人日分	145	227	119	556	871	1,364
	人	70	104	67	230	341	507
④居宅訪問型 児童発達支援	人日分	7	16	10	28	36	52
	人	3	4	10	7	9	13
⑤福祉型 障害児入所支援	人	7	7	7	7	6	6
⑥医療型 障害児入所支援	人	21	23	19	20	20	17
⑥障害児相談支援	人	413	427	552	456	471	487
⑦医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	14	17	10	10	10	10

⑧ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表 障害児等の受入れの実績と見込量

種別	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
⑧認可保育所	人	504	577	439	630	675	680
⑧放課後児童クラブ	人	231	252	207	269	286	303

（2）障害児通所支援等の確保方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れができる事業所等の確保を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人員費の補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れ担当職員を配置した場合の委託料の加算及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めています。



7 発達障害者等に対する支援の見込量と確保の方策

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

(2) 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言

発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。

(6) ペアレントメンターの人数

発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ保護者に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業を実施することで、発達障害児を持つ家族等の不安や負担の軽減や支援の充実を図ります。

(7) ピアサポート活動への参加人数

発達障害者支援センターを継続利用中の当事者の方を対象に、情報や意見の交換を行う機会を設け、当事者同士の交流を促進してまいります。

表 発達障害者等に対する支援の実績と見込量

種別	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	2	2	2	2
(2)発達障害者支援センターによる相談件数	件	860	831	1,254	830	830	830
(3)発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	37	45	35	40	41	42
(4)発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	30	36	53	35	35	35
(5)ペアレントトレーニングの受講者数（保護者）	人	18	18	24	24	24	24
(5)ペアレントトレーニングの実施者数（支援者）	人	—	—	—	4	4	4
(6)ペアレントメンターの人数（累積）	人	19	23	25	27	29	31
(7)ピアサポート活動への参加者数	人	22	27	15	20	20	20



8 精神障害者等に対する支援の見込量と確保の方策

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

保健、医療、障害福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場としての地域自立支援協議会を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。

地域自立支援協議会の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数を見込量として設定します。

(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援

精神障害の程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携し、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援をします。

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数にこれまでの利用実績から、見込量を設定します。

表 精神障害者に対する支援の見込量

種別	単位	第7期見込量		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
(2)精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援				
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	8	8	8
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	520	650	812
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	23	29	37
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	160	176	194

9 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保の方策

(1) 基幹相談支援センターの設置

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心に障害者支援地域協議会を設置しています。地域の支援機関が連携して地域の体制づくりをしたり、個別の事例等から抽出した地域の支援課題への対応について検討を重ねたりすることで、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、障害者支援地域協議会等を活用して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行い、研修等を実施することで、地域の相談支援事業者の人材育成を図ります。

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

地域の関係者が集まり、地域のサービス基盤の整備や障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議するため、地域自立支援協議会を設置しています。また、専門部会では、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題をより専門的に調査審議します。

表 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量

種別	単位	第7期見込量		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)基幹相談支援センターの設置の有無 【総合的・専門的な相談支援の実施から変更】		有	有	有
(2)基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件	8	10	10
(2)地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	2	2	2
(2)地域の相談機関との連係強化の取組の実施回数	回	8	10	10

9 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保の方策

種別	単位	第7期見込量		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(2)個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	8	10	10
(2)基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	8	10	10
(3)協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	回	1	1	1
(3)協議会における参加事業所・機関数	機関	12	12	12
(3)協議会の専門部会の設置数	部会	4	4	4
(3)協議会の専門部会の実施回数（頻度）	回	8	8	8

10 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量と確保の方策

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービス等の質を向上するため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用します。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への、これまでの参加実績から見込量を設定します。

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、集団指導において、請求上の注意点等を事業所に伝達します。

(3) 指導監査結果の関係自治体との共有

指導監査結果の関係市町村との共有については、関係市町村と情報共有、連携を図るため、指導監査業務に対する会議に参加することとし、年1回を見込みます。

表 障害福祉サービス等の質の向上に対する見込量

種別	単位	第7期見込量		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人	40	40	40
(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1
(3)指導監査結果の関係自治体との共有	回	1	1	1



11 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。

☆(8) 移動支援事業

障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(10) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

② 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。



(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。

また、盲ろう者や失語症者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

また、令和5(2023)年3月に制定された国の障害者基本計画（第5次）において記された内容を踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実現に向けて、埼玉県等と連携して検討を行い、本市の実態に即した体制を整備してまいります。

(13) 広域的な支援事業

① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時の専門的な心のケアに関する相談体制の整備に向けた検討を行います。

② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。

(14) 任意事業

その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。

表 地域生活支援事業の実績と見込量

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	15	15	15	15	15	15
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業	人	66	84	50	100	100	100
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件	3,550	3,320	4,400	4,400	4,400	4,400
要約筆記者派遣事業	件	269	323	250	300	300	300
手話通訳者設置事業	人	22	19	20	20	20	20
(7)日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	91	69	70	70	70	70
自立生活支援用具	件	106	119	135	135	135	135
在宅療養等支援用具	件	114	96	110	110	110	110
情報・意思疎通支援用具	件	140	126	250	250	250	250
排泄管理支援用具(月間)	件	2,370	2,389	2,100	2,100	2,100	2,100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	19	14	25	25	25	25



表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(8)移動支援事業	箇所	239	245	250	252	254	256
利用見込者数 (月間)	人	780	1,024	1,275	1,130	1,187	1,245
延べ利用見込 時間数（月間）	時間	21,741	22,848	28,401	25,553	27,023	28,548
(9)地域活動支援センター事業							
さいたま市分（年間）	箇所	26	26	26	26	26	26
	人	255	259	270	270	270	270
他市町村分（年間）	箇所	6	6	5	5	5	5
	人	11	11	10	10	10	10
(10)専門性の高い相談支援事業							
発達障害者支援 センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1	1
障害児等療育 支援事業	箇所	3	3	2	3	3	3
(11)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者養成 研修事業	人	18	13	10	10	10	10
要約筆記者養成 研修事業	人	5	8	10	10	10	10
盲ろう者向け通 訳・介助員養成研 修事業	人	1	1	1	1	1	1
失語症者向け意 思疎通支援者養成研 修事業	人	—	1	1	1	1	1
(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	人	5	5	5	5	5	5



表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (推計値)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
(13)広域的な支援事業								
①精神障害者地域 生活支援広域 調整等事業								
地域生活支援広域 調整会議等事業	回	2	1	4	4	4	4	
地域移行・地域 生活支援事業	人	7	7	7	7	7	7	
災害時心のケア体 制整備事業 (専門相談員配置 の有無)	回	1	1	1	有	有	有	
②発達障害者支援 地域協議会による 体制整備事業(協 議会の開催見込)	回	2	2	2	2	2	2	
(14)任意事業								
盲人ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1	
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1	
訪問入浴サービス 事業	人/月間	106	126	94	100	100	100	
更生訓練費・施設 入居者就職支度金 給付事業	人/月間	40	36	40	40	40	40	
知的障害者職親委託 制度	人/月間	4	3	3	3	3	3	
日中一時支援事業	人/月間	86	87	137	97	103	108	
生活訓練等	人/年間	733	886	1,000	1,000	1,000	1,000	



資料編

1 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等 に関する条例

平成23年3月9日

条例第6号

改正 平成23年12月27日条例第48号

平成24年3月21日条例第16号

平成25年3月19日条例第8号

平成28年3月16日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等（第9条—第15条）

第2節 障害者への虐待の禁止等（第16条—第21条）

第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援（第22条—第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

誰もが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、及び参画する権利を有している。これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらない。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。



本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指している。

その目指す社会は、人として生まれながらに持つ権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。市民は、障害の有無にかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。

ここに、市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害 次に掲げるものをいう。
 - ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害
 - イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢體を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態
- (4) 障害者 次に掲げる者をいう。
 - ア 前号アに掲げる障害がある市民
 - イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民
- (5) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
- (6) 養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。



- (7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動をすることができず、又は制限されるときに、当該活動をすることができるようにして、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課すこととなる措置を除く。）をいう。
- (8) 差別 次に掲げる行為をいう。
- ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。
- イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
- (イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
- ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。
- (イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないとその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
- エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。



カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようすること。

(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。

ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。

ウ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事實を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。

(10) 後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であって、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものという。

(一部改正〔平成23年条例48号〕)



(基本理念)

第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。

2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。

3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

(計画の策定等)

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（次項及び次条において「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

2 政策委員会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。

（一部改正〔平成24年条例16号〕）



(市民相互の意見交換等)

第7条 市長は、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。

2 市長は、前項の規定により交換された意見を政策委員会に報告しなければならない。
(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(顕彰)

第8条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

第9条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(申立て)

第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会(第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。)から当該差別に係る事案(以下「事案」という。)を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分の取消し若しくは変更又は行政庁の行う公権力の行使に当たる事実上の行為の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)。



(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

(一部改正〔平成28年条例1号〕)

(事案の調査)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(助言及びあっせん)

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとする。

2 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適當と認めたときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

3 委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第13条 委員会は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないとときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。



(公表)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(委員会の設置等)

第15条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関する団体の代表者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 障害者への虐待の禁止等

(虐待の禁止)

第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第17条 市民並びに事業者及び関係機関（これらの従業員を含む。）は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。



2 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報を受けた場合の措置等)

第18条 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、相談支援事業者と連携し、虐待を受けたと思われる障害者の安全確認を速やかに行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るために、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者総合支援法その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(立入調査)

第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(体制の整備)

第20条 市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備するものとする。

2 市は、虐待された障害者又はその保護者若しくは養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。

(虐待防止の取組状況の公表)

第21条 市長は、毎年度、虐待の通報の件数、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があつた場合に講じた措置の内容を公表するものとする。



第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援

(障害者等への総合的な支援等)

第22条 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

2 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する事業を行う事業者及び社会福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を経営する者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。

3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(成年後見制度等の利用の支援等)

第23条 市は、後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようとするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、成年後見制度及び前項の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。

(障害者の居住場所の確保等)

第24条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようとするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。



(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

第25条 市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

2 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

4 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。

(障害者の社会参加の機会の拡大)

第26条 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。

3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

(生涯にわたる支援)

第27条 市は、乳幼児であるときから生涯にわたって障害者がその心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようするために必要な措置を講じなければならない。

(障害者への保育等の実施)

第28条 市は、障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。



(障害者に対する包括的な教育の実施等)

第29条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育（それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。）を実施しなければならない。

2 市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。

4 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(障害者の就労支援)

第30条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

2 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(自立支援協議会の設置等)

第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。

- (1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
- (2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
- (3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
- (4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。



- 3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 相談支援事業者の代表者
 - (3) 事業者の代表者
 - (4) 障害者に関する団体の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定の施行の日前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則（平成23年12月27日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第16号抄）



(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第8号抄）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条の規定、第2条中さいたま市障害程度区分認定審査会条例第1条の改正（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第3条の規定、第4条中さいたま市障害者福祉施設春光園条例第1条の改正、第5条中さいたま市櫻の木条例第1条の改正、第6条中さいたま市日進職業センター条例第1条の改正、第7条中さいたま市かやの木条例第1条の改正、第8条中さいたま市みずき園条例第1条の改正、第9条の規定、第10条中さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例第1条の改正及び第11条の規定 平成25年4月1日

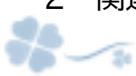
附 則（平成28年3月16日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。



2 関連する法令等

○ 障害者基本法

昭和 45 年に制定された心身障害者対策基本法が平成 5 年に改正され成立した法律。
 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念・基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障害のある人々の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

(平成 25 年一部改正)

○ 障害者総合支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

平成 17 年に成立した障害者自立支援法が平成 24 年に改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行された法律。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害のある人及び障害のある子どもの福祉に関する法律と相まって、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

令和 4 年の改正では、障害者の地域生活や就労支援の強化等により、障害者の希望する生活の実現を目指すとする内容が盛り込まれている。

(令和 4 年一部改正)

○ 児童福祉法

昭和 22 年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。必要に応じ、隨時、一部改正。全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを理念とする。

18 歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。令和 4 年の改正では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととされた。

(令和 4 年一部改正)

○ 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成18年に国際連合において採択、平成20年発効。日本においては、平成26年1月20日に批准し、同年2月19日から発効している。この条約では、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

令和4年には、条約締約国として国際連合の障害者の権利に関する委員会による審査を受け、政府への勧告を含めた総括所見が採択・公表された。

○ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成25年6月成立、平成28年4月1日施行。障害者基本法の基本的な理念にのつとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

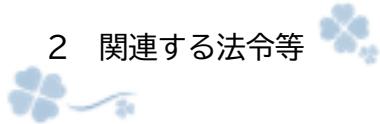
○ 障害者虐待防止法

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

平成23年6月成立、平成24年10月1日施行。障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。(平成28年一部改正)

○ 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

昭和25年に成立した「精神衛生法」が昭和62年「精神保健法」に改正。その後、平成7年「障害者基本法」の成立に伴い精神障害者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、「精神保健福祉法」に改正されたもの。平成11年、平成26年に一部改正。精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。(令和4年一部改正)



○ 発達障害者支援法

平成 16 年 12 月成立、平成 17 年 4 月 1 日施行。発達障害の症状の発現後、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としている。(平成 28 年一部改正)

○ 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）

平成 26 年 5 月成立、平成 27 年 1 月 1 日施行。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成について、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようとするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるもの。

○ バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

平成 6 年に制定されたハートビル法が平成 15 年に改正、その後、平成 18 年 12 月 20 日に交通バリアフリー法と統合されバリアフリー新法として施行。高齢者、障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園並びに建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めており、ハード面の整備のみではなく、「心のバリアフリー」に係る施策など、ソフト面についても取り組むことを目的としている。(令和 2 年一部改正)

○ 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

昭和 35 年に施行された身体障害者雇用促進法が昭和 62 年に名称改正されたもの。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。(令和元年一部改正)



○ 障害者優先調達推進法

(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月 1 日施行。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に關し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機會を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅で就業する障害のある人等の自立の促進に資することを目的としている。(平成 28 年一部改正)

○ 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）

令和元年 6 月 28 日に成立、施行。視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（以下、「視覚障害者等」という。）の読書環境の整備の推進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30 年 6 月 13 日に成立、施行。文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に關し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

令和 4 年 5 月に成立、施行。全ての障害のある人々が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害のある人々による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に關し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進して共生社会の実現に資することを目的としている。



3 さいたま市障害者政策委員会条例

平成15年3月14日

条例第17号

改正 平成16年10月20日条例第52号

平成24年3月21日条例第16号

〔題名改正〕

令和5年3月13日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、さいたま市障害者政策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成16年条例52号・24年16号〕）

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

（一部改正〔平成24年条例16号〕）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（一部改正〔平成24年条例16号〕）



(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(専門委員)

第6条 委員会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、職を離れるものとする。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(一部改正〔平成24年条例16号・令和5年1号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月20日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)第2条の規定の施行の日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第2条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の会長である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第4条第1項の規定により委員長として定められたものとみなす。
(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正)
- 4 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（令和5年3月13日条例第1号抄）**（施行期日）**

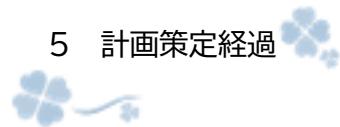
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。



4 さいたま市障害者政策委員会委員

	所属	氏名 (五十音順)
1	社会福祉法人邑元会 副理事長 障害者支援施設しづらき 施設長	あいうら たくや 相浦 卓也
2	公募委員	あかぬま みえこ 赤沼 美恵子
3	さいたま市立ひまわり特別支援学校 PTA PTA会長	かたぎり ゆかり 片桐 由香里
4	埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援・精神障害者雇用アドバイザー 兼 障害者雇用 チャレンジ推進員	くじ まさふみ 久慈 雅文
5	埼玉労働局職業対策課 地方障害者雇用担当官	くりはら くみこ 栗原 久美子
6	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 副代表理事	くろさわ あつこ 黒澤 篤子
7	高次脳機能障害さいたま これからの道 副代表	こまざき ひでこ 駒崎 秀子
8	さいたま市精神障害者家族会連絡会 理事	こやま みえこ 小山 美枝子
9	社会福祉法人鴻沼福祉会 理事	さかい よりこ 酒井 依子
10	さいたま市身体障害者福祉協会	さない よしこ 佐内 美子
11	花まるグループ 代表	たかはま まさのぶ 高濱 正伸
12	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	ちづか あきひこ 遅塚 昭彦
13	埼玉親の会「麦」 事務局	なかつか ちえみ 中塚 智恵美
14	特定非営利活動法人さいたま市視覚障害者福祉協会 理事	ふじさき あけみ 藤崎 明美
15	星内科クリニック 院長	ほし かずひろ 星 和宏
16	群馬医療福祉大学 社会福祉学部 特任教授	まつなが ちえこ 松永 千恵子
17	NPO法人さいたま市障害難病団体協議会	もてぎ ひろみ 茂木 広美
18	さいたま市聴覚障害者協会 総務部副部長	よこしま みちこ 横島 美智子
19	公募委員	よこみぞ とおる 横溝 徹
20	大宮厚生病院 理事長	わたなべ こうじ 渡邊 宏治

(第11期：令和5《2023》年4月3日～令和7《2025》年3月31日)



5 計画策定経過

日程	会議名	内容
令和4(2022)年 3月14日	第8期 第3回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
5月23日	障害者政策委員会 第1回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
7月13日	第9期 第1回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
10月1日 ～10月31日	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査	障害当事者、障害福祉関係事業所を対象にアンケート調査を実施
令和5(2023)年 1月18日	第9期 第2回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果速報版について
2月21日	第3回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果速報版について
3月17日	第9期 第3回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果及び次期障害者総合支援計画の骨子案について
5月29日	第9期障害者政策委員会 第1回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画素案について
5月30日	第9期障害者政策委員会 第2回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画素案について
6月23日	第1回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画素案について
8月9日	第9期 第1回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画素案について
9月25日 ～10月24日	パブリック・コメント	次期障害者総合支援計画素案への市民意見募集
11月21日	第2回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画案について
令和6(2024)年 1月17日	第9期 第2回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画案について



6 用語解説

【アクセシビリティ】

建物、道路、輸送機関などの施設やサービスの利用のしやすさのこと。また、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

【意思決定支援】

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのこと。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のこと。

【音声コード】

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードのこと。視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、音声や拡大文字によっても情報を得ているが、文字情報を音声にする方法として、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読み装置やスマートフォンを使って音声化する方法がある。

【基本指針】

厚生労働大臣が障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき定めるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。

【筋萎縮性側索硬化症（ALS）】

運動をつかさどる神経が変性していくため、手足の筋力低下のほかに呼吸・嚥下に必要な筋を含む全身的な筋肉を萎縮させる進行性神経疾患。

【筋ジストロフィー】

骨格筋の変性・壊死を主病変とし、臨床的には進行性の筋力低下をみる遺伝性の疾患。



【ケアラー】

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。アルコール・薬物依存、ひきこもりの家族の世話をしている人、日本語が話せない家族や障害を抱える家族のために通訳をしている人等もケアラーに含まれる。また、ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。

【権利擁護】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人が、様々な局面で不利益を被ることがないように、弁護又は擁護する制度の総称。

【高次脳機能障害】

計算したり、数字の間違いに気づいたり、いろいろと想像をめぐらすなどの行動は、人間に特有な脳の動きといえ、こうした高度な脳の動き（機能）を高次元の脳の動きという意味から「高次脳機能」と呼ぶ。「高次脳機能」には、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や、感情・意思などの情緒機能が含まれ、脳が病気やけがなど何らかの原因によってダメージ（損傷）を受けることで、これらの高次脳機能に現れる障害。

【コーディネーター】

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために様々な要素を連絡・調整し、全体を取りまとめる人。

【サービス等利用計画】

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

【障害者生活支援センター】

障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行う機関。

【ジョブコーチ】

障害者の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。



【スクリーニング】

多数の対象から一定の条件に当てはまる対象を抽出すること。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方が不利益を被らないよう、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援するための制度。

【ソーシャルファーム】

一般就労が難しい障害者等に対し、企業的経営手法を用い、最小限の公的支援で、就労の場を提供するもの。

【ダウン症（ダウン症候群）】

ダウン症候群は、最初の報告者であるイギリス人のダウン博士の名にちなみ正式名称とされた。通常21番目の染色体が1本多く3本あるため、「21トリソミー」とも呼ばれる。ダウン症候群の方は、筋肉の緊張が低く、多くの場合、発達に遅れがみられる。発達の道筋は、通常の場合とほぼ同じだが、全体的にゆっくりと発達していく。

また、ダウン症候群の全ての方に認められるわけではないが、心臓の疾患、消化器系の疾患、甲状腺機能低下症、眼の疾患、難聴などを合併することがある。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと（平成29《2017》年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）。

【地域包括ケアシステム】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

【デイジー】

障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のための力セットに代わるデジタル録音図書。



【ノーマライゼーション】

障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。現在では、障害者福祉に限らず、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっている。

【ノンステップバス】

床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

【ピアカウンセリング】

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助すること。

【ペアレントトレーニング】

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すトレーニングのことです。

【ペアレントメンター】

発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

【モニタリング（継続サービス利用支援）】

障害福祉サービス等を継続して適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

【ユーザビリティ】

利用者の意思を尊重した総合的な使いやすさ。ホームページなどにおいて、目的の情報へすばやく到達することや、十分なコンテンツの確実な提供、サイトの構造や位置を把握しやすくすることなどのこと。

【ユニバーサルデザイン】

高齢であることや障害の有無や年齢などにかかわらず、すべての人ができるかぎり利用しやすいように、製品、建物や都市をデザインすることであり、「すべての人が利用しやすい」「すべての人を思いやるまちづくり、ものづくり」という考え方のこと。



【要配慮者】

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。災害対策基本法により定義されている。

【リレートサポーター】

不登校、ひきこもりの本人及び家族に対し、家庭訪問等により社会参加に向けた支援を実施する人のこと。「リレート」とは、ポルトガル語で『つなぐ』を意味する。さいたま市独自の事業。

【ICT】

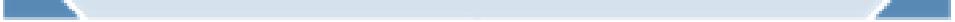
Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。通信技術の活用により、人とインターネット、人と人がつながる技術の総称として用いられることが多い。

【JIS】

日本産業規格 (Japanese Industrial Standards) の略で、日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。自動車や電化製品などの産業製品生産に関するものから、文字コードやプログラムコードといった情報処理、サービスに関する規格などもあり、それぞれには、分野を表すアルファベット一文字と4桁から5桁の数字との組み合わせからなる番号が付いている。

【SNS】

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。



さいたま市障害者総合支援計画
2024～2026（令和6～8年度）

発 行： 令和6年2月
企画・編集： さいたま市福祉局 **障害福祉部** 障害政策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電 話： 048-829-1306（直通）
ファクス： 048-829-1981

